

## 令和2年第4回幸田町議会定例会会議録（第2号）

### 議事日程

令和2年12月8日（火曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

### 本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

#### 出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 藤 江 徹 君	9番 足 立 初 雄 君
10番 杉 浦あきら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野千代子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 丸 山千代子 君	16番 稲 吉 照 夫 君

#### 欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 藪 田 芳 秀 君
参事（企業誘致担当） 夏 目 隆 志 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健 康 福 祉 部 長 林 保 克 君	環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君
建 設 部 長 羽 根 淵 闘 志 君	教 育 部 長 吉 本 智 明 君
上 下 水 道 部 長 太 田 義 裕 君	消 防 長 都 築 幹 浩 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦勞さまです。

ここで、お諮りします。

本日、議場において議会だより用の写真撮影をするため、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定しました。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

- 議長（稲吉照夫君） 本日、説明のため、出席を求めた理事者は14名であります。議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

---

日程第1

- 議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、9番 足立初雄君、10番 杉浦あきら君の御両名を指名します。

---

日程第2

- 議長（稲吉照夫君） 日程第2、一般質問を行います。会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。答弁時間も30分以内とします。質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、9番、足立初雄君の質問を許します。

9番、足立君。

- 9番（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に沿って質問をしてみたいです。よろしくお願いたします。

まず、初めに、本町の防火・防災対策についてであります。

幸田町は、水害対策としての遊水地の整備、アンダーパスなどへの監視カメラの設置、避難所となる各学校にマンホールトイレの整備、安全テラスセンター24の設置など、多くの事業を行い、災害に強い町を目指して努力されています。しかし、まだ、これで十分だとは言えない状況だと思います。私が思いつく幾つかの問題について質問してみたいです。よろしくお願いたします。

まず、初めに、人員の確保についてであります。

消防署の人員は、平成12年に総務省消防庁が出した消防力の整備指針の基準と比較しますと、かなり低い達成率であります。今年度は女性消防職員を採用するなど努力されています。今後の増員計画はできていますか。目標と達成計画についてお伺いします。

- 議長（稲吉照夫君） 消防長。

- 消防長（都築幹浩君） 本消防本部におきます消防力の整備指針、これによりますと、幸田町は令和2年度の整備数99人、これに対しまして59人ということで、充足率59.6%となっております。西三河の5消防本部、それから蒲郡市消防本部を加えました平

均が70.2%の消防力を考えますと、職員定数が60から70となりましたけれども、増員が可能となりました。また、退職職員による消防力の低下を招かないように、職員採用につきましても平準化を考え、毎年2人ずつの採用を計画しているところでございます。

また、女性消防職員につきましては、今年度1人を採用いたしました。今後の24時間勤務3部制を考えますと、各部1人以上の配置を考えております。令和8年度を目標年度に達成をしたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 現在59人ということで、徐々に増員はされていると思いますが、まだ40人足りないということになります。毎年2人ずつの採用というお答えでしたが、100%達成するには、まだ20年以上かかるのではないかとというふうに思われます。

当面は、現在の西三河近隣の自治体の平均に追いつく、これが目標だとおっしゃいましたが、定数条例70人の達成に向け毎年2人ずつの採用でありますと、令和8年度までに70人にするには、あと11人の増員が必要であります。退職者の補充は当然でありますので、そのほかに2人の増員ということによろしいでしょうか。また、女性の消防職員も早期に補充をお願いしたいと思っております。お考えをお伺いします。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 令和8年度までに、消防職員におきます女性職員の割合を5%に引き上げることを最優先に考えております。消防職員定数70で目標を達成するには4人、これが必要になるということでございます。また、60歳定年で退職する職員は、令和2年度で1人、令和4年度には1人、令和5年度に2人、令和8年度に2人と少数であること。一度に多くの職員を採用いたしましても、現場活動に必要な愛知県消防学校の初任科、それから救急科、これらの入校に人数制限が設けられていることありまして、消防力の低下とならないように、採用につきましても平準化をする必要があるという考えでおります。退職者を含め、毎年2人ずつの増員を考えております。

今年度、24時間勤務ができるように、女性用の仮眠室を一部屋の中に3部屋整備をいたしました。消防署では3つのグループで構成されているということを考えますと、幸田町民への住民サービスの均等化を図るためにも、女性職員が3人必要と考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 女性消防職員が最低3人必要、これは3交代ですから当然最低必要になります。部屋は十分確保されているということ聞いておりますので、早急に人員の確保をお願いしたいと思っております。

それから、令和3年から8年まで2人ずつの増員で、退職者が6人出ますので、差し引きすると6人の増員しかできないということになります。現在59人に6人足すと65人ぐらいですか。それに女性を2人加えて67人、70人の達成がまだできないという状況ではないのかなというふうに思うところであります。

ただいまの説明のお答えで、この消防職員の不足というのがまだまだ解消できないということが分かったわけでありまして。そうなりますと、消防団の役割が大変重要になっ

てくるというふうに思いますが、そこでお伺いするのですが、消防団員の募集は成り手がなくて全国的に問題になっているというふうに聞いております。本町においても同様のことと思いますが、インターネットで検索を私もしておりましたら、消防団に勧誘されましたが何かメリットはありますかというような質問が出ていました。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というのが、平成25年に制定をされております。その第11条第3項では、国及び公共団体は、事業者に対して、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上又は税制上の措置その他必要な措置を講じるよう努めるものとするというふうに規定がされております。本町は何か措置を講じておられるのでしょうか。また、今後講じるお考えについてもお答えをいただきたいと思っております。お願いします。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 先ほど議員のおっしゃいました職員の不足という面、これに関しましては、当面の間、職員不足が解消されないこととなりますけれども、本部といたしましては、人事当局とも補充につきましては十分お願いをしたいと考えております。

また、消防団の団員の確保の対策といたしましては、その効果を測定しておりませんが、令和元年度に災害出動した場合の費用弁償を支給することといたしました。また、令和2年度には、5年以上10年未満の退職金を細分化し、勤務年数に応じた退職報償金を支給することといたしました。また、1年以上勤務をしてくださいました学生消防団員、こちらに関しましては認証状もしくは認証証明書というものを交付することによりまして、就職活動にもつながるように処遇の改善を図っているところでございます。また、消防団員の必要性・重要性を理解していただくために、これは小さい頃から消防へ興味を持っていただく、認知をしていただくということのために、消防PR動画を現在作成中でございます。

また、組織改革としては、女性消防団員を登用し、団員確保に努めております。

まず、初めに、職場での理解といたしましては、4月に消防団員の消防活動に対する協力についての依頼書を全消防団員に周知し、申請が必要な消防団員につきましては、勤務する職場への届出を実施しております。

次に、商店等での割引制度につきまして、幸田町消防団消防団員応援事業利用証、これを発行いたしまして、消防団応援事業としての全国消防団応援の店4,581店舗、あいち消防団応援の店1,033店舗、幸田町消防応援店舗18店舗で、全国27都道府県5,632店舗でのサービスを受けることができることとなっております。内容につきましては、店舗等によって様々ではありますが、割引等が可能ということになってございます。なお、これらの情報につきましては随時更新をされておりますので、全国消防団応援の店、あいち消防団応援の店につきましては、ホームページ上で確認ができることとなっております。店舗につきましても日々更新をされているという状態でございます。

本町では、幸田町消防団応援事業の店につきましては、毎年4月の役員会にて団員に周知をし、消防団の店舗要望を聞きながら取り組んでおりますが、昨年度に要望はございませんでした。

次に、退職後の処遇でございます。現在、退職後の処遇につきましては、具体的なものはございません。消防団退職後は、団OBとして消防団を影で支えていただくこと、それとともに今までの知識、技術、経験を生かしていただき、地域にて活動をしていただいているものと聞いております。しかしながら、議員の言われる防災士、また防災リーダーなどの資格を取得することができるものではございませんので、今後は近隣等の動向を調査しながら、検討してまいりたいと考えております。

それから、家族についてでございますけれども、現在、幸田町では消防団員の家族に対して、消防団員家族慰労として5,000円分の商品券を毎年お渡ししております。幸田町消防団応援事業利用者証の提示によりまして、家族もサービスを受けることができるということになってございます。

また、これは区によって様々かと思えますけれども、行政区によりましては、消防団員として活動中の期間につきましては区のお役が免除されるということがあるということも聞いております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） いろいろと対策を講じておられているということは理解をいたしました。いずれにしても、本町において消防力の整備指針に対してはるかに人員不足、そういう状況の中で消防団の協力は大変重要であります。また、先ほどお答えをいただきましたOBの方の協力体制、あるいはいろいろな何か資格を与えるような、そういう制度も考えていただきたいなというふうに思います。

次に、消防団員の登用、消防団のイメージを変える効果もあると思います。女性消防団員の登用、これをしていくには、その受入体制、要するに施設の整備が必要ではないかなということを思うわけでありまして、これを急いでいただきたいというふうをお願いをするところであります。お考えをお伺いします。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 女性消防団員等の受入れに関しまして、今年度から消防団員に女性が3名加わっております。消防団詰所8か所のうち唯一女性用のトイレ、それから更衣室が備わっている第2分団第1部にて活動をしていただいております。女性消防団員としての活動内容、人員配置、消防力、消防団詰所の整備など、計画的に考慮をいたしまして、効率的、効果的な加入等が促進できるように検討してまいりたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 第2分団第1部の状況、これを例にして各分団においても逐次進めていただきたいというふうに思います。

次に、組織の育成についてであります。

今年度、安全テラスセンター24の関係予算として、1,417万2,000円を計上されております。現在の進捗状況について説明をお願いしたいと思います。また、夜間は消防職員が対応ということですが、夜間は消防署の管轄になるということなのではないでしょうか。組織としてどういうふう動くのかについても説明をお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 令和2年度のテラス推進事業関係当初予算1,417万2,000円の主な内容につきましては、会計年度任用職員の報酬、社会保険料、旅費等の人件費を始めテラス設置推進事業の業務委託費、名古屋大学受託研究員の派遣に係る負担金等であります。

御質問のテラス推進事業の進捗状況といたしましては、令和元年度に「災害に強いひとづくり」を目指すものとし、「ひとのつながりを生み、支えあう地域社会を育てる」を基本方針として、今年度については、令和3年度から運用を開始いたします安全テラスセンター24が展開する業務内容とテラスの運営体制を検討しております。計画をしている業務や実施した業務を6月26日と10月16日の専門委員会にてお諮りをし、委員の意見を踏まえ、施行、検証しております。

その概要といたしましては、地域のつながりの強化に向けた地区防災、災害時避難行動要支援者対策、継続的な学びを小中学校で行う防災教育、女性目線の防災力の強化のため、幸田町生活学校、保育園、子育て支援センター、女性の会などで講演会等を行っている状況でございます。

9月の防災週間には、新たな試みとしてスーパー3社の協力の下、防災情報の展示、簡易耐震体験、備蓄品や乾物を利用した防災食の献立紹介など、企業との連携を始めています。

テラスセンターの所管は、24時間防災安全課であります。夜間はテラス担当としての消防職員が救急・消防以外の業務への対応や、災害対策本部の設置に係る初動における資料作成等をしております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 安全テラスセンター24、12月の広報にしっかりと内容が載っております。24時間オープンということで24という名称だと思いますが、この夜間の業務、これについては消防署の職員が行うということで、業務の内容は必要性の説明をお願いしたいと思います。また、責任の所在はどこにあるか、これについても分かる範囲でお答えをいただきますようお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 現在、24時間の安全安心確保のため、消防署職員3人が交代で夜間のテラス担当として常勤体制を整えています。特に風水害による災害対策本部で活用する災害防御記録や被害報告の受付など、本部を設置する前の段階から情報収集とその整理を行っているところでございます。夜間におけるテラス業務に携わる職員の人事体制上の所属がどこであろうと、テラスの業務は消防本部とは一線を画した町長部局の防災安全課に帰属する業務という認識で検討を進めているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 災害というものは、いつ発生するか分からない。しかし、想定外があってはならないという考えでやっておられる。今まで、いろいろな段階の中で見てきました災害。やはり、その備えを常日頃からやっておくというお答えでした。

このテラスの業務に張り付く職員、これは消防の業務に支障は出ないのかなということとをまず一つ心配するところであります。非常事態が発生したときに、その職員の誰が

責任を持って指示をするのか、右往左往しないように。そういったことを心配をいたすところでもあります。しっかりと体制を決めておいていただきたいと思います。

次に、地域における共助、互助の組織として自主防災会組織が各区にできていますが、実際の災害が起きたときにこれは役立つのか。そういうようなことについて訓練の内容、これについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 自主防災組織への指導という面でございます。自主防災組織につきましては、小型可搬動力ポンプを配備させていただいております。年1回のポンプ性能検査並びに総合防災訓練ですとか、地域の防災訓練にて、その取扱い並びに指導を消防が担っております。災害時における自主防災組織の役割につきましては、防災安全課のほうに担当をお願いしているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 防災安全課からの立場からの答弁をさせていただきます。

災害時における自主防災組織の活動の重要な役割として、避難所の運営があります。今年度については、地区防災訓練自体の新型コロナ対策を行う必要があるため、参加人員を限定した形となっておりますが、検温を始め新たに健康チェックを実施することとし、避難所での受入訓練を行っていただいているところでございます。このような避難所運営の在り方については、7月に開催した災害対策研修会にて標準的な事項をまとめた避難所運営マニュアルを各区長に説明、配付いたしました。

その内容につきましては、災害発生当日の初動期、2日目から1週間程度の展開期、それ以降の安定期、ライフライン回復時の撤収期など、時間の経過に伴う活動であります。また、避難所運営体制としての物資班、連絡班、保健衛生班、施設管理班、支援者対応班などの役割について記載をしております。

このような避難所での様々な活動や運営体制などについて、可能な限り次年度から地区防災訓練を機に周知徹底していきたいと考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 各区によって組織の体制というのは違っているのかもしれませんが、大草の組織図では統括班、救助班、救護班の3班の構成になっております。これは、災害が発生したときに被害に遭った人を救出するための組織であります。避難所の運営組織にはなっておりません。これは、新たに結成する必要があるのだろうというふうに思います。御指導お願いしたいと思います。

また、各区の避難所とそれから学区の避難所ではメンバーが違ってくるといふふうにも思われます。これも、組織がまたそれぞれ別に必要なのではないかなというふうに思っているところであります。いろいろな場面を想定して体制を考えていただきたいと思いますというふうに思います。

次に、施設の充実についてであります。

火災が発生したときに消火栓の位置や付近の状況など、これは把握が大変重要なことだと思います。消火栓の設置は十分できているのでしょうか。また、位置の把握はどのようにされているのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 消防法によりますところの消防水利の基準第4条にて基準を満たす場所に設置をしております。本町の場合におきますと、年間平均風速4メートル以下となつてございますので、市街地及び準市街地等の場合、防火対象物から120メートル以内に消防水利を1か所、工業地域・商業地域等では、防火対象物から100メートル以内に消防水利1か所、これが基準でございますので、消防署にて水利台帳を作成し、場所や配管径、口径でございます、設置年度等を管理しながら整備を進めております。現在のところ、町内におきます消防水利の充足率につきましては、79.8%となつてございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 消防署における消防水利の管理は万全というふうに思われます。地震などで道路が通行できずに、町の消防が来れない状況というのがあると思います。地域防災組織が地域にある消防ポンプ、これを使って消火活動をしなければならない、そういういったときに消火栓が使用できるでしょうか。これについてお伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 自主防災会が所有をしております可搬ポンプにつきましては、小型であり消火栓に接続して有圧水にて給水を行いますと、水圧管内の水流を急に閉め切った場合に発生しますウォーターハンマー現象、これによります衝撃でポンプを破損するおそれがございます。このため現在、消火栓に直接接続して消火する消火栓媒介金具を貸与しておりません。ということで、現在は使用できない状況でございます。このような理由から、自然水利からの給水をお願いをしております。今後、大規模災害時、震災等により耐震防火水槽の使用も考慮をしまして、マンホールの開閉金具につきましては貸与を検討していきたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 地域防災組織では、地元で放水訓練を行っております。池の水を使っておりまして、毎年ほぼ同じところで行われております。しかし、実際の火災というのはどこで起こるか分かりません。放水訓練をする場所は限られていますが、各地区のどこに水が取れるのか、これは重要なことであると思います。これを把握しておく必要があると思いますが、消防署の指導をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 消防署では、現在、水利指定をしております自然水利、これが60か所ございます。取水可能な状態でありますので、水利一覧表をお渡しすることは可能であると考えております。また、耐震防火水槽は町内に209か所ございます。先ほどお話をしたように、マンホール開閉金具の貸与が実現をしましたら、同じく水利一覧表をお渡しすることは可能と考えておりますが、防火水槽での放水訓練につきましては、使用した水量を実災害に備えるために補給する必要がある場合がございます。この補給につきましては、消火栓を使用する場合、消防また水道関係機関への手続が必要となっております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 消防団や地区防災会が利用できるように配慮をお願いしたいと思います。



ます。

また、この消火栓の充足率が79.8%ということで、まだ十分ではないというふうな説明であります。今年の大草区の防水訓練は、農業用水を使った訓練を行います。土地改良区の協力を得て、消防団の指導の下に行います。農業用水を堰き止めることができおまして、これを利用する施設であります。消防水利は多いにこしたことはないと思います。今後、農業用水を利用できるような施設の整備も考えていただきたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

次に、火災、台風、地震など災害が発生したときに、高所監視カメラがあればいち早く消防署において災害の状況を把握でき、救助体制の編成をするのに大変役立つというふうに思います。ぜひ設置に向けて検討をしていただきたいと思いますが、お考えはありますか、お伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 消防長。

○消防長（都築幹浩君） 消防水利につきましては、議員がおっしゃいますような農業用水の利用ということも考慮をして進めたいと考えております。また、日頃の調査によりまして、農業用水の堰き止め場所、こういったものの把握にも努めてまいりたいと考えております。

続きまして、高所監視カメラということでございますけれども、高所監視カメラの設置につきましては、町内また遊水地等360度を監視できる機器の選定をし、設置位置として消防本部の屋上、こういったところに設置可能かを今後検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 考えていただいて早期に設置に向けて準備をしていただきたいというふうに思います。

次に、最後となりますが、総合体育館の建設をお願いするものであります。

東南海トラフによりましてこの大地震に備え、長期滞在者に対し対応のできる施設として総合体育館は重要な役割を果たすことができます。常日頃は町民の健康維持・増進を図り、災害時には避難所として避難者が安心して過ごせる施設が必要であり、そのようになると思います。早期の建設着手をお願いするところでありますが、お考えをお伺いします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 総合体育館についてでございますが、現在、町内で一般的に利用できる体育館といたしましては、勤労者体育センターの1か所のみでございます。昭和55年に建設されて以来現在に至るまで、部分的な修繕を実施しながら、施設の維持をしている状況でございます。体育館機能としては、町内唯一の施設であるため、平日の夜間や週末など利用に空きはなく、利用料も低額であるため、町内外を問わず人気の施設でございます。ほかにも学校開放事業として、町内の小中学校体育館は既存の利用で飽和状態でございます。新規参入を拒んでいる状況があるというところでございます。

そのため議員がお尋ねのように、総合体育館の建設について利用者から要望が強くあるということは認識してございます。町といたしましては、平成29年度から総合体育

館建設要望に応えるべく動き出したところでございますが、財政的に厳しい面もあり、総合体育館建設については民間資金を活用したPFIや補助金を活用して建設したいと考えているところでございます。今現在は、他市町村を視察するなど調査研究をしているところで、新たな建設をする総合体育館には当然ながら防災機能を有することを念頭に置いて、情報収集をしているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 東南海地震が発生した場合に、愛知県の被害予測調査、これは26年に出しておりますが、幸田町内における家屋の全壊消失棟数は最大で1,100棟というふうには推定をされております。一時避難所は近くの避難所で対応ができます。しかし、これらの全壊の方たちの避難は長引きます。地域のコミュニティ活動や学校の授業など、それぞれの目的があるわけでありますから、そういうところに長居はできません。総合体育館は単なる体育の目的のためだけではなくて、いろいろな要素を取り入れたものにしていただきたいと思っております。海老名市の体育館には畳を敷いた柔道場、親子で遊ぶ部屋や子ども専用の体育場なども装備されておりました。感染症対策には、各小さな部屋も必要になってきます。現在は生涯学習課が中心になって進めていただいておりますが、消防署や防災課など各課にまたがるプロジェクトチームを編成して、関係部署が協力して災害対策型の総合体育館の建設を促進していただきたいというふうに思いますが、町長の考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 今、お話がありました、教育部長からも答弁をさせていただきました。もし、そういった総合体育館機能が整備されれば、頻発する自然災害への防災拠点としての機能を確保したいということでもあります。また、広域的にも大変その地盤的にも、例えば一定の地盤が良いところを確保した上で整備をすれば、西三河そして東三河からも災害があったときの一つの応援体制の拠点にもなり得るということで、今後もしそういった構想を作っていくときには、プロジェクトチームなり、またいろいろなところを視察することによっていろいろな調査研究を高めたいと思っております。私も着任しまして、教育部局の施設としては、やはり小中学校の施設整備はまず最優先でありますけれども、町民会館、ハピネス・ヒル、図書館、プール等の改修も必要であると。そして、やはり総合体育館は町民の方々の期待値も高いということで、すぐ造るというわけにはいきませんが、やはり構想を持っていきたいと思っております。

最近視察をする中で、やはり多様化する町民の健康志向に応えられるような体育館でありたいというようなコンセプトを持ったときに、今はアスリートの人だとか、ファミリー層だとか、様々な人たちのいろいろな健康志向があるわけです。もちろんスポーツ交流も図りたいなということで、いろいろな町民の皆さんの期待値、意見をまとめていくような機会を作らないといけないと思っておりますし、私が今言ったように総合体育館の構想づくりと、あとまだ残っております資料館ですかね、そういったようなものについてもまだ検討すら行っておりません。早く場所の設定も含めながら、本来なら文化財を保管する資料館ですか、そういったようなものにどういう機能があれば町民の方々に喜んでいただけるかということころは、構想はしていきたいと思っておりますけれども、その

手法につきましてはまだまだいろいろな模索があります。先ほど教育部長が言われたように、やはり公民連携みたいなような視点で進めるほうが今は良いかなと思っております。何分にしましても、まずは場所、そして用地の取得、そして、その後は公民連携でもしいけば、建設そして維持管理等々はある程度長期スパンの中で運営の委託をしながらやっていくべきか、もちろん民営というような手法をもっと生かしたような体育館づくりもあるのかなと思っております。何にしろ、今は町民の皆様の様々な意見を集約するような、意見を固めたような基本的なコンセプトをまとめた構想づくりと、町の中にもやっぱりプロジェクトチームを作って、将来こういったものを作っていききたいなということをもとめていききたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） ありがとうございます。備えあれば憂いなしということで頑張っていていただけるというふうに思っております。ぜひ、この建設促進に邁進していただきたいというふうにお願いをいたしまして、次の2番目の質問に移ります。

私の2番目の質問は、山を管理する団体の育成支援をということですが、幸田町独自の豊かな森づくりに関する条例の制定をお願いするものであります。

現在、幸田町は、山林に関する固定資産税は資産税として全体で437万円ほどの税金を徴収しておられます。これは全所有者からではないということですが、用途については規定はありません。

愛知県は、森林環境整備に使用する税金としてあいち森と緑づくり税があります。これは県内の森林、里山、都市の緑を整備、保全するために行うあいち森と緑づくり事業に使う費用として、県民税均等割額に500円を加算して徴収をしております。この事業は期限がありまして、令和5年度までとなっております。

そのあと、国が定めた森林環境税になります。これは、納税者1人当たり1,000円を加算して徴収されると聞いております。国が納税者から一律に徴収をして、各自治体に森林環境譲与税として再配分をする制度であります。その配分の算定要素などは既に決めておられるというふうに思います。幸田町民の納税者が約2万3,000人ほどとしますと、2,300万円ほどを町民が支払うこととなります。今後、我々として、この森林環境譲与税、これをできるだけたくさん頂いて、そして町内の森林の整備に使っていききたいというふうに思うところであります。お考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 森林環境譲与税については、議員のおっしゃるとおり、令和6年度より国税として納税者に1,000円を加算して徴収される制度となっております。なお、森林環境譲与税の実際の配分につきましては、令和元年度より既に開始されております。

制度の内容といたしましては、まず初めに、森林環境譲与税の用途ということですが、森林整備及びその促進に関する費用として、間伐や人材育成、担い手の確保など、木材の利用促進や普及啓発等に充てることとされております。また、間伐などの森林整備に直接充てられるものではなく、都市部では山村地域で生産された木材を利用す

ることや、森林や林業に対する理解の醸成につながるような普及啓発活動に充てることも可能となっております。

次に、譲与額についてでございますが、この額はまず私有の人工林面積や林業の就業者数及び人口により算出されるものとなっております。例えば大草共有林管理組合という共有名義となった森林を一体管理している団体がありますが、例えばこのような団体が行う活動により、その成果、実績として林業就業者の育成が図られたということであれば、譲与税の増額となるといった制度ともなっております。

以上のことから、本町に当てはめて考えてみますと、まず本町の森林組合は40年以上前に解散し、そして林業振興会も平成22年度に解散するなど、近年、林業に対しては低迷している状況でございます。そのような状況の中、林道の整備につきましては基本的に最も重要なことと考え、必要不可欠と思われることから、この林道整備事業を譲与税の対象事業として昨年度より実施しているところであります。

具体的には、荻地内にある林道遠望峰線を始めとする4路線において、路面舗装及び路肩補修等をいたし、さらに本年度については林道遠望峰支線において舗装工事などを新たに実施しているところであります。そして、今後につきましても、林道の整備に取り組むだけでなく、森林の整備や公共施設での木材の利用促進など、議員が言われるように、様々な工夫や発想によりこの譲与税のほうをさらに有効に活用していきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） ただいまお答えがありました大草共有林管理組合は、本来は区の所有の山林でありました。まあ、入会地のようなものです。現在は、当時の人の共有名義になっておりまして、山の管理も共有名義の人たちが費用を負担して、役員が交代で管理をしております。しかし、代が変わってまいりまして、この管理の必要性、これを疑問視する人たちが増えてきております。

国の行う森林環境譲与税での事業は、人材育成、担い手の確保、木材の利用促進や啓発、森林や林業に対する理解の醸成などに重点を置いているということではありますが、現在の町内の山の管理の現状と、それから今後の対策についての考えをお伺いをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 本町の山の管理の現状につきましては、外国産木材の輸入等によりまして全国的な木材価格の低迷などによる林業離れから、人が山に入らないことにより、結果、荒廃のほうも進んでいる状況にあると思われまして。しかしながら、森林・林業基本法においては、森林所有者等は森林の多面的機能が持続的に発揮されるように、将来にわたって適正な整備及び保全が図られるべきものとされており、またそのように努めなければならないとも規定されております。町といたしましても、本年度より県事業であるあいち森と緑づくり森林整備事業にて間伐等を進めているところでありますが、今後ともこういった事業などにより、森林所有者と地域住民が一体となった森林の環境整備活動が実施かつ継続され、このことが森林の保全を考える一つの機会となり、地域の美しい森や里山の維持、復活につながればというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 現在の町内の山林において、林業で生計を立てる人を育成する、これは大変困難な状況であろうというふうに思われます。従来は、生計を立てる人たちの営みの中で環境整備も行われてきました。今おっしゃったように、今後の森林の管理は所有者だけではなくて、県や町の行政と地区の住民が一体となって管理をしていく体制の整備が必要と考えます。それには、やはり町としてそれぞれの役割を明記して、そして森林の整備を行う方向づけを規定していく必要があるのではないかなというふうに思います。

今月の3日にシニア・シルバー世代サポートセンターで講演がありました。里山の魅力づくりという講演で、稲武町の活動状況のお話がありました。パブリックマインドや利他性が生きがいややりがいにつながるというお話です。山林を利用してマウンテンバイクのコースを整備する事業を始めたところ、無償で参加してくださる人たちが各地から集まってきたというお話でありました。そういう事業を行うには、山林の境を明確にして所有者の承諾を得る必要があるのですが、稲武町ではほとんどの山林が財産区の所有になっている。したがって、承諾は簡単に得られるというお話でした。

現在では、所有者にとって何の価値も生んでない山林ではありますが、所有権を主張する人も少なくなってきました。こういった中でも、公共事業を行うには所有者の承諾は避けて通れないことでもあります。所有権の問題を解決することが、まず第一に必要なことだと思われまます。坂崎区は、共有林を区の名義に書き換えて行って、区で管理をしているというお話も頂きました。

県の森と緑づくり森林事業も個人の山林が対象となれば、所有権の問題は出てくると思います。林業に特化しないで、行政や管理団体が管理しやすい体制づくり、これは必要だというふうに思います。町独自の観点から、山の管理に関する条例を制定して、森林の管理の必要性やその支援体制をしっかりと町民に示していただく必要があると思います。お考えをお聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 山や森林の管理に関する条例の制定をということでございます。現在、愛知県下において条例の制定がされている市町村は、特に林業が比較的盛んな地域である豊田、新城、設楽、東栄、豊根の5市町村であります。本町においては、これらの山間地域とは若干異なり、人工林の割合が比較的lowく、林業を営んでいる方もほとんどいないという状況にあります。しかし、愛知県では、森づくり条例の制定に向けた検討を始めたとも聞いております。町といたしましても、県下の状況などを注視していくと同時に、地域の要望なども確認しながら、将来に向けた方針や方向性を検討した上で、条例化についてもまた研究していきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 私の申し上げています条例は、森林の環境整備に関するものであります。前回の一般質問でもお願いをいたしました。健康の道の整備も含めて、町民が森林の多目的価値を理解し享受できるようにしてほしいということでもあります。

先月の6日にもシニア・シルバー世代サポートセンターでセミナーが開催され、行っ

てまいりました。豊かな森づくりで豊かな地域づくりというテーマで、幸田町の出身の方ですが現在は岡崎市の千万町町で一般社団法人奏林舎を結成して、森林整備の仕事に従事しておられる方の講演であります。

額田の地域におきましても、やはり林業だけの生活は難しく、行政の森林整備に関する仕事を頂いて、何とかやりくりをしているのが現状だそうであります。その方のお話の中で、50歳代、60歳代はまだ働ける体力があります。山の収入だけでは生活はできませんが第二の人生の職場としてならば、危険は少し伴いますが、環境は大変良いところで働くことができますとおっしゃっておいりました。森林の整備及び保全は、林業を営む方によって自然と行われてきておいりましたが、幸田町には林業を営む人がいなくなってしまうから、森林の持つ多面的機能の保全が危ぶまれている状況であります。所有者に代わって森林の整備をしてくださる人たちを育成し、支援していくのが行政の役割ではないかと思ひます。一般社団法人奏林舎の方は、そういった人たちの指導もしていただけるというお話でありました。今後、幸田町においても、このような形で山で働く人たちを育て、支援していくことによって、森林の多面的機能を確保していく制度として、条例の制定をお願いするものであります。豊かな森づくりに関する条例の制定をぜひ考えていただきたいと思ひますが、町長のお考えをお伺ひいたします。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 豊かな森づくりということで条例の制定につきましても、先ほど部長から答弁がありましたように、よく研究をしまして検討していくべきだと思ひております。町民のアンケート、そして様々な若い方々に幸田町の良さはどここと聞きますと、やっぱり自然環境豊かで森に囲まれた緑があるところだというのがかなり上位になります。私も、朝起きたときに山に三方囲まれていて、やっぱり山を見上げる、拝む、そういった町に住んでいることに大変ありがたさを感じているものでございます。やはり、今言われましたように、森林は眺めるだけではなくて、治山、それから治水、そして里山の整備、やはり人がそこに入り込まない限りは、その森づくりにはならないと思ひております。今、お話がありましたように、坂崎、そして六栗区のように、これからはそういった自分の身近な地域の里山に対してどうやって働き方をすることによって、健康づくりだとか又は自然環境観察がうまくいくかというような事々を、積極的に活躍したいという方々がたくさん多くなっております。そういった方々を支援しながら、やはり町の職員もそういった森に入っていくときにはルールもあると思ひるので、コーディネートできるような職員の育成づくりも他部局からともいろいろ調整しながら、農林水産省とも調整しながら、そういった人材を集めていって専門性の高い人の意見を聞くということが必要であろうと思ひております。やはり、森は海の恋人ということを言われます。森、川、海、森の養分は当然海にも注ぐわけでありますので、当然、川、森、全てを総合的に含めた形で豊かな森づくり条例の制定についてはしっかりと研究していきたいと思ひております。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） ありがとうございます。

幸田町の山は宝の山であります、しかし、磨かなければ光つてはくれません。単な

る災害の発生場所になってしまいます。国の制度もせつかくできてきております。これをうまく利用して、町民が親しめる山にさせていただきたいと思います。よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立初雄君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時00分

---

再開 午前10時10分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、都築一三君の質問を許します。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

私は、当時最大会派の清友会で幹事長をやっておりました。その関係上、次の3つのことを挙げてみました。これはマツタケ観光と2人の大草の方の講演会であります。広島大学の名誉教授、元金城学院大学の教授の3年前に亡くなられたT氏を囲んで、久保田の筆柿の里で、先生は英語、英米文学が御専門で、3年前に亡くなられましたが、平成22年幸田町ふるさと町民として「少子高齢化時代を迎えて現状と対策」、清友会 のときも筆柿の里で女性のすばらしさをお話をされました。

もう一人は、町長のライオンズクラブ入会式にも卓話をお願いにいきました名誉町民の川口文夫様の御講演を、幸田町和食の花翠で前町長の大須賀町長をお迎えして、町長は一つの会合を済ませ、再度花翠にお見えになりました。

もう一つは、長野県堀越に清友会と前町長と、セゾン会に入会しておりましたので衆議院議員の青山周平氏の車に議員が同乗し、マイクロバスと2台で15名で平成23年10月10日に行きました。昭和48年創業の堀越区民会館でマツタケのフルコースを堪能しました。ほかにも11月上旬には市田柿、下旬にはリンゴ、そして夏山の方が額田マツタケの開発をされました。今は引っ越しされて不明であります。

マツタケは、伊勢湾台風、昭和34年9月26日に発生した死者4,697人、行方不明401人を超えた、明治以降に日本における台風の被害は史上最悪の惨事でした。その後、マツタケは台風以来、出なくなりました。マツタケの生産は、1位は岩手県8.7トン、シェアは47.8%であります。2位は長野県、5.1トンで28.0%。3位は岡山県で、1トンで6%であります。

幸田町においても、多くのマツタケが採れた時代がありました。私は、伊勢湾台風の塩害が出なくなったと思いますが、過去の最盛期には大草山でもマツタケ入会山の入札などが行われ、大草神社の東側の13号の山で、城を見つければ20本ほどのマツタケが見つかりました。伊勢湾台風の前は大草山のマツタケ入札、当時全体では300万円にのぼり、大草区の資金として使われておりました。幸田町においてマツタケが出なくなった原因は、台風のほかに何が原因だと考えられますか、お答えをお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） マツタケについては、もともとアカマツの根に寄生する菌根菌と呼ばれる種類の菌で、菌糸が地上に伸びてキノコになったものであります。マツタケは、松が土から水分や養分を吸収するのを助け、代わりに松から炭水化物をもらって成長しているということでございます。

台風の塩害等のほかにマツタケが出なくなった原因はとのお尋ねでございますが、一般的には山林に人が入らず荒れたことが原因だというふうに考えております。昔は、人々が日常生活の中で山や林に入って下草刈をしたり、落ちた松葉は焚き付けに使ったりしたことで、アカマツやマツタケにとってとても住みよい環境が作り出されておりました。ところが、時代の流れとともに、農村地域でもプロパンガスが使われるようになるなど、落ち葉や枯れ枝が集められなくなったことで、林の中は落ち葉が多くなり、低木や下草も多くなり、そのことが広葉樹種類の木々にとっては育ちやすい環境となりました。こうしたことなどから、山林全体が日当たりや風通しも悪くなり、結果的にマツタケの生育にとっては好ましくない環境となり、さらには松くい虫により松の木そのものが徐々に減ってきてしまったということでございます。また、枯れ葉が落ちた後の土壌は栄養分が豊富に含まれているため、アカマツにとっては菌根の助けがなくても養分や水を吸うことができるようになり、そのことがさらに落葉樹に寄生する菌類は多くなるものの、松に寄生する菌を少なくしてしまうという状況でもあります。このようなことから、非常に弱いマツタケの菌は孢子が松の根に定着してもなかなか成長できなくなってしまっており、結果、残念ながら町内ではマツタケをほとんど見るものがなくなってしまったというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 今、部長の言われるとおりだと思います。本当に寂しい限りだと思っております。

そこで、類似品の生椎茸ですね。これは徳島県が1位で、8,111トン、北海道が2位で、7,240トン。岩手県が3位で、4,195トンとなっております。マツタケの類似品であります、幸田町における椎茸やエリンギの生産者及び生産高、金額はどのくらいあるでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 椎茸とエリンギの生産高などについてという御質問でございます。

こちらのほうはJAにも確認いたしましたが、生産者や生産高、売上げについての詳しい情報は持ち合わせていないということでございます。そこで、令和2年1月時点の林野庁による特用林産物生産統計調査の情報を基に御報告させていただきます。

まず、椎茸については、生産者は7名、生産高は11トン、販売金額は不明でございます。次に、エリンギにつきましては、生産者、生産量、販売金額等に関する情報等の記載は全くございませんでした。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。エリンギは宮城県とか、先ほど言いまし



たところがたくさん栽培し、私の近くのスーパーでもたくさん売っております。

昨年度240点の農産物が出展された幸田町産業まつりが開催され、テントの中で商工会などの皆さんがいろいろ出展をされております。無料のポン菓子だとか、おにぎりは行列ができますが、商工・農産物の展示がちょっと縮小傾向にあると思われま。この予算を幸田マツタケの開発に使いませんか。5年、10年かけても挑戦していただきたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 産業まつりの代わりにマツタケの開発とのお尋ねということでございます。

産業まつりにつきましては、現在、例年2万5,000人を超えるお客様が町内外からお越しいただき、秋の一大イベントとして定着し、町内の様々な産業について再認識していただき、そして、さらなる発展のためのとても有意義なお祭りとなっているというふうを考えております。

残念ながら、本年度は新型コロナウイルス感染症のため中止となりましたが、例年おにぎりやポン菓子、それに鍋などを始めとした無料配布は来場者の方から大変喜ばれており、また町の特産物のおいしさをPRする絶好の機会ともなっているというふう思っております。

議員の言われるマツタケの開発についてですが、まず人工栽培についてどうかというところで考えましたところ、現在、大学の研究室等で調査研究を進めているようあります。しかしながら、今のところ最先端の技術をもってしても成功した事例は報告されていないということでありま。もしこれが成功すれば、世界的かつ歴史的快挙となるわけでございますが、町独自の人工栽培の実現というのは困難だと言わざるを得ません。

また、新たにアカマツなどを植えたり、マツタケの生育環境を整備するといったことについても、まずはマツタケの生育環境に合うような、こちらのほうは生育環境の整備から始まるというふうに思ひますが、そして、マツタケ育成のための人材育成等々、時間や年月、資金、労力、そして相当な信念や熱意も必要となることが想定されま。

以上のことなどから、そして今の産業まつりの開催の趣旨や必要性、何よりも毎年産業まつりを楽しみにして来ている来場者や、農産物を出品していただいている農家の方々のこと、予算規模等々を考慮しますと、産業まつりの代わりにマツタケの開発というようなことは現在考えておりません。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 私も、今の町民会館のところは大丸山と小丸山とがありまして、そこで子どもの頃は野ウサギもいっぱいおりましたし、マツタケもこんな大きな開いたやつを採ったこともあります。タヌキのいぶり出しをやったりして、子どもの頃はよく遊んだものです。

このマツタケのことは、なかなか大学でも研究しているが難しいようでございます。私は、ふりかけにあるような味と臭いの開発も、そういったこともできないかなと。全国的に知名度が上がり、少々の開発費を使っても、今僕が言ひましたように、5年、1

0年かけても、アメリカの大統領も変わり、日本の総理大臣も変わり、新潟市長も豊橋市長も誕生した今の時代が、ちょうどこういった問題に取り組むいいチャンスじゃないかと思って申し上げておりました。

次に、産業まつりは、昨年7月27日、第31回彦左まつりが行われました。領地があるようですが、このお祭りはどのようなきっかけで始まったのか。お寺、お墓は岡崎市の竜泉寺です。幸田町での歴史と御縁は何でしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） まず、マツタケのほうですが、加工品のほうもどうかというところでございます。

こちらのほうは、先ほども答弁させていただいた内容と同様になりますが、産業まつりの開催趣旨、必要性、それと祭りとしての長年の積み重ねによる現在の定着度、またその予算規模等々から産業まつりの代替案、その予算を使ってマツタケ開発をするというような考えは現在では持っておりません。

次に、彦左まつりはどのようなきっかけで始まったか。幸田町の歴史と縁はという御質問でございます。

まず、彦左まつりの開催の経緯についてですが、昭和53年に商工会が商業まつりを開催し、その一環として幸田駅前通りを歩行者天国としたことで始まり、これが10年にわたり継続されました。その後、昭和63年に愛知県商工会連合会による風おこし事業の指定を受けて、幸田町の特産物や名物、観光資源、歴史的資源等を発掘し、活用するための調査研究がされました。その中で町ゆかりの人物、大久保彦左衛門のキャラクターを現代によみがえらせるという提案が出され、平成元年から従来の歩行者天国を幸田彦左まつりへと名称変更をし、仮装行列をメインとする地域振興事業として一新され、現在に至るものでございます。

次に、幸田町の歴史と御縁は何ということですが、歴史上の人物である大久保彦左衛門、大久保忠教さんですが、現在の岡崎市に生まれ、徳川家康に仕え、数々の武勲を上げたことにより、幸田町と岡崎市に二千石の領地を有し、陣屋を幸田町の坂崎に置きました。全国的には三河物語の著者としても知られ、ドラマ等では庶民的、そして頑固なキャラクターから天下の御意見番と称され、地元の英雄として、そして現在も直系12代目の子孫が幸田町に住んでいるということが、こういったことが御縁ということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） その辺のことは町民もよく御存じだと思います。私が提案したいのは平岩親吉、この方は幸田町坂崎村に生まれ、徳川家康と同年であったことから、今川義元の人質時代から家康に付き従いました。天文16年、1547年、小姓として駿府に送られ、戦国時代、江戸時代、天文11年生まれ、1542年生まれですね、慶長16年12月30日に亡くなりました。平岩親吉は大名でもあり、主君徳川家康、義直戦国絵巻を提案したいと思います。このように平岩親吉は、幸田町オリジナルの祭りとして、幸田町自慢の人物であると思います。PR方法に町民会館南の1,800坪に地元の英雄として田んぼアートを提案します。町民会館2階から見物できるように、全国に

PRしてもらいたいと思います。平岩親吉こそ彦左に代わる祭りだと考えていますが、  
どうでしょうか。

彼が登場する作品は、1983年、NHK、徳川家康・信長。1993年徳川武芸帳  
柳生三代の剣、テレビ東京。NHK、2016年、真田丸。おんな城主 直虎、201  
7年ですね。こういうふうにNHKもかなり取り上げております。

逸話としましては、秀吉黄金贈与の話があります。伏見城築城の祝い事、豊臣秀吉は  
井伊直政、本多忠勝、榊原康政、平岩親吉に歳末の祝儀としてひそかに黄金を100枚  
ずつ与えました。康政はどうしたらいいでしょうと家康に告げ、家康は「下し賜れたも  
のは受け取るものだ」と、彼は黄金を受け取らず、「関東奉公の身に於て、衣食は足りて  
いる。今主君に賜り物をもらっておいて、受け取ることはできない」と黄金を使者に返  
し渡した。正直な心の持ち主であります。家康は彼を信康や義直の後見として、八男仙  
千代を養子にしたと明言、言行録にこのような立派な人物が幸田のお祭りにふさわしい  
と考えます。坂崎に生まれ、今川義元の人質時代から同年で家康に付き従った幸田町坂  
崎村に生まれた縁の深い平岩親吉、町民自慢の人物を研究し、今変えることが迫られて  
いると私は考えますが、いかがでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 彦左まつりを新たなものとして、平岩親吉まつりにすると、  
そういった御提案だというふうに思いますが、この方は、本町の坂崎にて誕生し、徳川  
家康に付き従った人物であるということは、今回の通告を受けて初めて知ったかという  
ことでございます。

今、議員の説明の中で、数々のテレビドラマ等で取り上げられているということでご  
ざいます。こちらのほうにつきましては、現在、映画とかテレビの制作者等ともコネク  
ションもできてきておりますので、そういったところにも今後情報提供のほうをしてい  
きたいなというふうには考えております。

大久保彦左衛門とともに2人とも幸田町に大変縁のある方ということでございます。  
そこで、彦左まつりの主催者である商工会のほうにその旨をちょっと確認いたしました。  
彦左まつりは先人から何年も、先ほども経緯等を言ったわけですが、何年も引き継がれ、  
苦勞を積み重ねて定着してきた祭りであり、現時点では変更する考えはないというこ  
とでございました。

次に、田んぼアートについてでございますが、これは地域への集客や何かを広くPR  
するのに効果のある方法の一つかと考えます。実際に全国各所で実施されているところ  
でもあります。議員の言うように、町民会館南の田んぼにつきましては、実施すれば確  
かに会館からもよく見え、いいものができるかもしれません。現在でも、麦を蒔いた後  
にはコスモス畑として、町民会館の周辺でコスモス畑として町内の園児を始め多くの皆  
さんに美しい景観を楽しんでいただいているところです。しかし、その場所は、現在は  
中核的担い手農家が米や麦を生産しており、圃場としての条件も良い土地でもあります。

そこで、この田んぼアートということで、現地で作業をするオペレーターに田んぼア  
ートのことをちょっと聞いてみました。

田んぼアートを実施するためには、まず、いろいろな種類の色の米を使用することと

なります。そして、一度実施した箇所においては、違った種類の米が混ざってしまうということがあるようです。その後の通常の米作りを考えると、とてもなかなか厳しいなという御回答でありました。このため御提案いただいた場所での田んぼアートについては、なかなか作り手側の賛同を得ることが難しい場所ではないかなというふうに思っています。ただし、田んぼアートそのものにつきましては、遊休農地の解消や何かのPRとしては大変有効であるというふうに思っておりますので、農地の管理上のこういった先ほど申し上げたような問題がなければ、町内どこかでの実施のほうも考えてみたいなというふうには思っております。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 田んぼアートにおきましては、西尾市のいきものセンターでホテルの田んぼアートをやっておりますので、毎年やっているかどうかは知りませんが、私も土手の上からホテルの田んぼアートを見にいったことがあります。ぜひ、田んぼアートをやっているところがあると思いますので研究をして、お願いしたいと思います。

次に、生涯教育課にお願いして、電柱のさびて落ちるようなブリキ板が電柱に縛り付けてありました。これは大草の仲切のA様の畑に陣屋跡があったということで立派な看板を立てていただきました。畑1000坪の敷地、地域、大草陣屋跡について、大草風土記に掲載されていますが、大草領主松平忠隆が代官を置いた陣屋跡。忠隆のお墓は深い認識と浄土寺との関係についても書かれております。陣屋は、お城を持たない大名の代わりに建てたということですが、この松平家のお膝元には陣屋はほかにはありませんか。また、主な陣屋の果たす役割は何だったのでしょうか。当時の建物はどんな陣屋だったか教えてください。できれば地主様と交渉後、復元し、観光地として売り出せませんか。この近くでは岡崎市にある奥殿陣屋ではのぼりを立て、また園内はすばらしい庭園があり茶席があるので有名でありますけれども、この辺についてもお答えをお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員の御提案の陣屋についてでございます。議員が言われるとおり、陣屋につきましてはお城と同じようなものでございまして、その者の石高に応じてお城と呼んだり、陣屋と呼んでいるようでございます。その陣屋につきましては、領地を支配する拠点でございまして、役所のような役割があったと考えております。建物につきましては、現状、大草風土記にもございますように、恐らくこのような場所であるというようなことしか分かりません。資料が現存していないような状況でございまして、詳細については現状分かっておりません。恐らく平屋の建物であったと推測はされております。

復元についての御提案でございますが、現状、建物の痕跡を示すものが残っておらず、文献や絵図等の資料も一切ございません。そうした状況下で復元というのは、現状では不可能かと考えております。まずは、実在していたその場所の特定が必要ではないかと考えているというところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。ぜひ陣屋も、ほかにも奥殿陣屋は行かれ

たことがあるかどうかは知りませんが、すばらしい庭園と建物、そしてお茶の接待とかをやって、それは有料ですけれども私も行きましたので、本当にすばらしい庭園だなということ帰ってまいりました。

次に、私はライオンズクラブに20年間在籍しておりまして、4リジョンのリジョン・チェアマンアシスタントを務め、20年で辞めてしまいました。

L C I の本部はアメリカのシカゴ、1,000ドルのL C I F 基金というのがございまして、2007年7月、国際財団最高のNGOにランキングされました。2017年、10億ドルに達し、1968年以来、1万3,000件以上の援助交付を提供し、熊本地震では3億5,100万、東日本大震災では2億5,000万円、西日本の水害に1億円、その他、車椅子の援助等、竜城ライオンズクラブの黒部ライオンは2期、世界中の人々の生活改善のためにL C I F 委員をされ、メルビン・ジョーンズ・フェロー賞を20回受賞され献金をされております。

夏のY E ユースの活動には、カナダのキャサリンさんをホームステイし、ライオンズクラブ30周年記念式典は町民会館あじさいホールで、平成9年4月12日、土曜日、来賓としてメンバー57人、当時の会員である故大浦町長を始め前ガバナー並びに現ガバナー、リジョン・チェアマン、ゾーン・チェアマンをお迎えして、30周年記念式典が平成9年4月12日、町民会館あじさいホールで盛大に開催されました。親クラブである南ライオンズクラブ ホットアンサンブル、このホットアンサンブルの楽団は刑務所の慰問で警視総監賞を受賞しております。また、若鷲会による纏と木遣りのお練りで式典を盛り上げていただきました。この纏も、前ガバナーと当年のガバナー2人が重いなという感想を述べられておりました。式典参加の来賓に記念植樹で華やかに紅白の幕を張り、芋煮会をそろいのエプロン姿でネスの、ネスというのはメンバーの夫人ですね、お手伝いで芋煮会、孟宗竹で100人分の器を作り、はしとおわんを作り、おかげさまで本光寺の椿郷の枯れかかった神木がよみがえりました。設立に関わった奉仕活動に協力していただいているボーイスカウト3団、ガールスカウトに活動資金として20万円贈呈いたしました。オイスカの子供の森活動に5万円、幸田ライオンズクラブ30周年記念アクティビティは、平成24年9月14日秋晴れの快晴、1,800坪の田んぼをお借りして泥りんピックを開催し、リレーには町内の子どもたちが参加してくれました。リレー、玉入れ、宝探し、イチゴ移動動物園、バスケット大会、当日には抽せん会も行われ、大型テレビや自転車は町民に当たりまして喜ばれました。NHKでもこのことが放送され、また温泉を平成8年11月14日、お年寄り170人を招待し、深溝の老人福祉センターと鷺田の集いの家に運び、タンクローリー2台、1台は、メンバーが平谷カントリーのメンバーでありましたので、平谷カントリーから信州ひまわりの湯を、そして、もう1か所は、湯谷温泉はメンバーが4トンリースを借りて、一日温泉としました。このことは15日の中日新聞三河版、毎日新聞等に掲載され、これで長生きできるという感想も述べられております。

レジオネラ菌で閉鎖された老人福祉センターはデイサービスのみ使っているということですが、今、全面解除はいつ全面解除されるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

- 健康福祉部長（林 保克君） 現在、老人福祉センターの大浴場でございます、安全性の観点から使用していない状況がずっと続いているということで、今後も開く予定は現在のところはございません。大浴場とは別にお風呂がありまして、こちらのほうは原則利用はしていないわけですが、生きがいデイサービスの利用者の中で自宅にお風呂がない方については利用のほうをしております。ちなみにデイサービス利用者21人お見えになりますが、1人ということでございます。そのお風呂でございますけれども、使用しているお風呂はレジオネラ菌の繁殖を抑えまして、安全性の観点からお湯の循環式での対応ではないもので、使用したお湯はその都度流し消毒を行っているということをお聞きしております。
- 議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。
- 11番（都築一三君） もう一度お願いしたいんですけども、全面解除されてお年寄りが楽しむのはいつになるのでしょうか、お尋ねします。
- 議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長（林 保克君） ずっとこれは使われていなかったわけですが、コロナ禍の中でいつ解除されるかということは今のところ言えない状況であります。状況のほうを見守っていきたくて思っております。
- 議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。
- 11番（都築一三君） それと、町長も御存じですけども、連続32回開催したポンツク大会ですね。これは2万人以上の親子が参加してくれました。町が予算がなくて中止したときもこれは決行しまして、ピアゴの横の光明寺川でやりました。そのところにはアユだとかウナギだとかを放流いたしました。この事業も32回も連続でやっておりますので、ボランティアの方もちょっと疲れ果てておりますので、町のライフサークルとか生涯学習課の方にそうじを手伝ってもらってましたし、これは町の主催として続けることはできないでしょうか、お尋ねします。
- 議長（稲吉照夫君） 教育部長。
- 教育部長（吉本智明君） 議員が夏まつりをやる以前からの光明寺川の上流でポンツクをやっていたことは、私も承知しているところでございます。今年度につきましては、夏まつりが新型コロナウイルスの感染拡大の影響で中止となってしましまして、そういったこと、それから今現在の毎年夏が猛暑であるというような熱中症対策ということも考慮しつつ、来年度以降につきましては、コロナ禍でイベントの在り方を検討していきたいと考えております。そうした検討の中で、そういったポンツク等のイベントについては検討させていただきたいと考えております。
- 議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。
- 11番（都築一三君） 町長のライオンズクラブの入会式には私も立会いました。でも、町長は早々に辞めてしまわれましたが、これは別として、私は20年間の活動の中でレオクラブのメンバーと上地岡崎医療刑務所に囚人の方と一緒にソフトボールをしに行きました。なお、平成8年10月31日は愛知県公館で伝統的工芸品の功労者10人、技術者23人、愛知県知事表彰もライオンズクラブの会員が中心となり、杉浦正健代議士を始め、故大浦町長を始め、あじさいホールで150人で盛大に開催をしていただきました。

た。新聞5紙の掲載で、平成8年11月14日「悠々人生長寿の湯」と題して、メンバーによる皿まわし、落研によるたらちねの落語、床屋さんの詩吟、また一番うけたのが青い海が見えた日のメンバーの手作りの大型紙芝居、お年寄りは涙して御覧いただきました。これは、ライオンズクラブは献腎、献血、それから献眼、骨髄バンク登録の活動をやっております。先ほどLCI基金につきましては、述べたとおりであります。本町のこういった老人を相手にした老人福祉の施策はどんなものがあるか、お尋ねをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 老人福祉の施策についてでございます。今年度はコロナの対応ということもございますので、その御紹介ということでもあります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、社会福祉協議会への補助金を通じまして、老人クラブの連合会、げんきかいの参加者、いきいきサロンを運営する団体への老人福祉施策を実施しております。幸田町老人クラブ連合会では、老人クラブの定期的な交流と外出等、活動の機会が大きく失われております。このことを鑑みまして、感染症収束後に交流、外出等の活動の機会を復元することを目的に、失われた交流、外出等の活動の機会を企画及び実施してまいります。げんきかい参加者につきましては、栄養改善講話を実施しまして、食事をとりながら食生活における栄養と健康に関する話合いの場を提供します。これら福祉施策につきましては、感染者数の増加状況を注視しまして、今後実施の可否を協議してまいりますけれども、このところの感染状況から実施は困難と考えているところであります。

なお、いきいきサロン運営団体につきましては、交付金を追加交付を既にしておりまして、活動を支援しました。そのほか、例年の老人クラブ補助金を含めると、今御紹介した事業費の総額が1,400万円程度となります。

これとは別に、75歳以上の高齢者へのマスク配付でございます。ちょっと御紹介をさせていただきますと、11月20日に全て配達を完了して対策をとっておりますので、御報告をさせていただきます。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。数々の施策は、私たちの知っているところであります。老人クラブにはいろいろ手当をいただいているようでありまして、本当にありがたいことだと思います。

次に、健康の道について、7.9キロの途中に小学校の、前にも質問しましたが、120年誌によれば、高力の榊原帰逸氏の依頼で、日本コロムビア足羽章氏に依頼し、その友人である島木展也氏が作曲したとあります。大草山の中に最明寺という寺があり、廃寺になって幾久しいと伝えられています。石組みが残って、約50坪の敷地ではないかと、健康の道7.9キロの猿田彦神社の上から近年開かれた幅員4メートルの林道驚ヶ峰線を迂回しながら荻地内を経て峠に近づき、坪庭らしき岩組と庵の跡らしい場所が見つかった。幸田小学校校歌3番「最明山のいろさえわたり 稲穂が囲むしあわせの」という詩があります。幸田の東よりに連なる雨山山脈志峰、一番高いあたりを指して最明山といいます。これが最明寺跡地と推定され、鎌倉幕府の執権北条時頼は鎌倉に最明

寺を創建し、そこで出家したので世に最明寺入道と称する。時頼の母は、障子の切り貼りで節儉の道を教えた話で有名な下禅尼で、時頼も禅を修行し、鎌倉に建長寺を建てたほか、全国に最明寺を建てたと伝えられています。大草の廃寺もその一つの禅寺であるのではないかと、大草昭和風土記に記載されております。健康の道に、最明寺入り口付近に休憩用の椅子と看板を再度要望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員お尋ねの最明寺の看板でございます。昨年の9月にも同じような御質問をいただいたと思います。

文化財としての看板ということになりますと、その内容を詳細に書く必要がございます。そういった歴史的情報が現状では教育委員会としては持っていないというような状況でございます。設置については大変困難ではないかと現状では考えております。また、新しい資料等が発見されれば、そういったことも可能かと考えておりますので、引き続き調査・検討をしてみたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 部長のおっしゃるとおりだと思います。なかなか難しいんですけども、幸田小学校の120年誌に出てきます、先ほど申し上げたことも踏まえてより研究して、大草風土記などにも記載されておりますので、ぜひ最明山が最明寺跡だということを、全国に最明寺はたくさんありますが、こういったことで実現に向けてひとつお知恵を拝借したいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、健康の道の最終地点と思われる案内看板は、大池の観光便所前にありますけれども古くなっておりますので、スタート地点にも私も何遍も行きましたが、荻の運動公園の横にあるというふうに聞いておりますが、新しい目立つ看板を要望したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 健康の道のスタート地点の看板につきましては、とぼねグラウンド管理棟前にあります。それから、ゴール地点の看板は、大池無料休憩所の隣にあるということになります。おっしゃるとおり、いずれも古くなっておりますので、実は今年度予算で計上してございますので、スタート地点・ゴール地点がよく分かり、健康の道の利用促進につなげていけるように、具体的にはトイレの設置場所の記載や案内地図をカラーにするなど、変更修繕をしてみたい所存であります。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。ぜひ、もうちょっとよく分かるように、先回もこの健康の道、足立議員も一緒でしたが、きれいに掃除にいきました。そうしたら、ジョギングとか散歩してる方、たくさんの方にお会いしまして、本当にきれいになって気持ちいいですねと通りすがりの方がお話をされておりましたので、ぜひこの看板ももうちょっと分かりやすく。途中には、あと何キロとか何キロとかという看板がありますけれども、スタート地点と最後のところは、ビールが何本でどれだけのカロリーがあるよとか、食事の茶わんに1杯がどれだけと書いてありますが、かなり古くなっておりま



すので、無料休憩所の前にありますが、ぜひ新しくしていただくようお願いいたします。予算もついているようでございますので、楽しみにしております。

それから、この入会山についてお尋ねしますが、大草の入会山百景については、大草の法人化により個人の所有物になりました。個人相続できないとなって、この入会山は役員が敷地をビニールを張って回っておりますが、この入会山というものは、ほかにも幸田町内にあるんでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 入会山について町内のほかにあるかという御質問でございますが、入会山とは、集落などの一定の住民が昔から、いわゆる決まりや掟などの習慣に従って、木材・薪炭・麻草などを採取し、共同で使用収益している山林原野のことです。農林水産用語では、入会林野ということになります。

本町における入会山につきましては、県のほうとか地元へも確認しましたが、大草にある大草共有林管理組合がそれに当たるということであり、そのほかにも各区に聞き取り等をしましたが、把握のほうはできませんでした。また、大草共有林管理組合は、それ以前では大草造林研究会として県の林業団体にも登録され、活発に活動されていたようであります。しかしながら、現在はほとんど活動のほうはされていないというふうに聞いております。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 昔は、焚付を採りに山に行く人が多くいましたが、プロパンガスとかそういった燃料で山に行く人はほとんどおられません。でも、自然薯堀りとか、シキビ採りとか、山野草、ウラジロ、タケノコ、ハチク、ワラビ、ゼンマイ等、健康志向の方がたくさんおられます。入会山のこういった場所を町民が楽しめる自然公園にできるようなことを今私は考えておりますが、できないでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 今、議員のほうの質問にもありましたけれども、相続等もままならないような状況であると。そういう中で、現在そういうことは考えておりません。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） もう一度お願いしたいんですけれども、町民が楽しめる自然公園のような開発は無理でしょうかということでございますが、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 繰り返しになりますが、自然的公園的なもの、今の大草の入会山ということだというふうに思いますが、現時点での状況では考えておりません。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ぜひ、こういった健康志向の方は、健康の道を含め増えてまいりますので、ぜひ検討をしていただけるようお願いをして、次に移りたいと思います。

三ヶ根駅周辺のことでございますが、スタンプラリーの企画がされておりますが、職員を1名置き、町が買い上げた土地を含め、三ヶ根駅前周辺が整備されていくのが楽し

みです。5年先、10年先の計画が分かりましたら教えてください。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 三ヶ根駅周辺の将来ということでございまして、現在、三ヶ根駅エリアスタンプラリーということで、こちらは心と体の健康を整え、免疫力を養うために個人参加型のイベントということでございまして、スタートアップ研究所、こちらが中心となりまして、地元の住民や事業者の方々の協力の下に実施のほうをさせていただいております、10月より月々取り組んでいただく参加者の方が今増えている状況でございます。

そして、議員がお尋ねの5年先、10年先はどのようなビジョンかということでございますが、スタンプラリーで得られます様々な意見や提案、また昨年度より、5年、10年先の未来を描く三ヶ根駅未来会議のほうを実施しております、深溝まちづくり研究会を始め南部中学校、深溝小学校等、地域一体で取り組むことで、将来のビジョンの前提となる三ヶ根駅エリアの人材育成などの可能性をどんどん高めていきたいというふうに考えているところでございます。同じく三ヶ根駅におきましては、バリアフリー化のためのエレベーターの設置なども、引き続き協議のほうは進めていきたいというふうに考えているところでございます。

そして、また駅前の町有地ということでございます。こちらにつきましては、駅に隣接する魅力的な屋外空間であるということでございますので、屋外オープンマルシェですとか、キッチンカーイベントなどの駅前広場一体型のイベントとしての空間利用として活用のほうも考えていながら、今後の利用方法について検討のほうはしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 私も防犯パトロールをしながら、イルミネーションだけは表側と裏側の北と南ですね、そちらのほうは本当にきれいになっておりまして楽しみにしております。これもまちづくり研究会の皆さんの御努力のたまものと思っております。

それから、次に、三ヶ根駅前の売店についてでございますが、深溝の海谷出身で名古屋市港区で喜久屋さんといううどん屋さんを開業してみえるところへ、議員と売店の方4人でおいしいうどんの作り方を学びにいきました。その後、売店の売上げはどうなっているのでしょうか、お尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 三ヶ根駅の売店のほうの聞き取りによりますと、2012年に名古屋のほうのうどん屋のほうへ視察に行ったというふうには聞いております。売上げの状況につきましては、27年度が100杯で約4万円、28年度が134杯で5万3,600円、29年度が158杯で6万3,200円と増加傾向にはあったわけですが、その後平成30年度には112杯、4万4,800円、令和元年、昨年度は48杯、1万9,200円と減少している状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 本当にうどん屋さんの喜久屋さんに行きまして、おいしいうどんを食べながら、スープももらってきましたし、ちょっと売上げが伸びているということで

うれしく思います。

最後に、町長にお尋ねしますが、新聞の配達員の方が集金にみえながら、岡崎市の今問題になっている5万円の支給という公約を中根市長は、とても今は大変もめておりますが、幸田町長にもやってくれるように言ってくれということをお話を僕が言われましたので、私もお約束がてらお聞きしますが、この5万円を幸田町で行う予定があるかないかだけ町長にお聞きして、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 岡崎市さんのやり方を踏まえますと、全町民に独自施策として一律5万円を給付するという考え方を幸田町ではというお話だったと思います。必要額については掛け算をすればすぐに分かりますけれども21億円ということで、今の貯金そのものでも21億円も貯金がないということで、財政調整基金を取り崩してもさらに上乗せが必要であるということの財政運営の厳しさがありません。当然大きな支障を来すものであります。また、将来的に負担も大きくなり、町民への影響が大きくなるということで、この考え方には至りません。考えはありませんけれども、何らかの形で今緊急経済対策として1次から3次まで、そして今回の補正予算で4次ということで、必要な方に必要な支援をしていくというような形での支援策を充実させたいという考えであります。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） 11番、都築一三君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前11時03分

---

再開 午前11時13分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番、伊澤伸一君の質問を許します。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 初めに、12月8日は、80年前に太平洋戦争が始まった日であり、私たちは、その同じ昨年12月8日に中国武漢に発生した新型コロナウイルスという新たな敵との戦いの真っただ中にいます。この肉眼では見ることのできない敵との戦いに負けるわけにはまいりません。町民が、国民が、そして全世界の人民が力を合わせて新型コロナウイルスを一日も早く撃退できるように心から願ひまして、あらかじめ通告しました順に質問させていただきます。

私たち議員の役割は、町政の監視を町民の付託を得て任されているという責任の重さも担っています。その観点から、施策の一つ一つに対して検証して、市民目線で時には辛口の意見も申し上げます。

超高齢社会が進展している今日、全国的に空き家の増加が大きな社会問題となっています。国においては、空き家等に関する施策を総合的・計画的に公共の福祉の増進、地域の振興を目的として、平成26年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定されました。以来、6年が経過しています。空き家条例制定と空き家バンクの利用検

討については、昨年度の幸風会でも予算要望をしています。回答は、特定空家への対応については、空家特措法及び幸田町空家等対策計画に基づいた対応を図っていきます。また、空き家バンクについては、協定締結をした愛知県宅地建物取引業協会と連携して、活用の推進を図っていきますと回答されています。空き家の動向は、成り行き任せでは今後確実に増加すると考えられます。

最初にお尋ねしますが、持家に住んでいる世帯数とそのうち高齢者がいる世帯の割合を教えてくださいたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 平成30年の住宅都市統計での数値となりますが、持家世帯数は1万50世帯、そのうち高齢者の世帯数は1,610世帯、割合にすると16.0%となります。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 高齢者のいる世帯が1,610世帯とのことであります。持家住宅が空き家化するのにはプロセスがあります。空き家になる前にほとんどが高齢者だけの世帯になると想像できます。子ども夫婦が親と同居する世帯は激減しています。平成30年3月定例会における一般質問での空き家に関する回答で、空き家は226件、その予備軍と考えられる住宅は1,890戸と答弁されています。今後の空き家はどのように推移するか、このときの御答弁と今もお変わらないか、お尋ねをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 空き家の今後の推移については、平成30年の住宅都市統計によると、全国の住宅のうち空き家が13.6%を占めており、年々増加の一途をたどっている状況です。

本町においては、平成25年と平成30年の住宅都市統計を比較すると、空き家数は平成25年度は1,160戸、賃貸売却用を除くと500戸、平成30年は1,030戸、賃貸売却を除くと500戸であり、統計上の数値ではほぼ横ばいで推移している状況です。ただし、本町においても少子高齢化、人口減少、住宅事業の状況など社会情勢の変化により、今後、空き家が増加することは十分に考えられます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 空き家が500戸ぐらいということのようでございます。少し極端な言い方をさせていただきますけれども、予備軍と思われる住宅は幾つあるかということでもありますけど、高齢者のいる世帯が1,610戸と先ほどお聞きしましたので、それがいつかは空き家化して利用されないままになっていくというふうに仮定をいたしますと1,600、今の既に空き家も合わせて2,000戸近くになると思います。その数字というのは、豊坂学区の平成29年の世帯数が1,798戸ですので、学区丸ごと空き家化する規模に等しいと思います。空き家化が進んでも行政にあまり影響がないならば、成り行き任せでもいいと思いますが、持家住宅の非居住化が進むとどのような問題があると認識されているのかお答えをいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 持家住宅の非居住化による問題点といたしまして、まず住宅

の管理が不十分になると考えております。居住されなくなった後、相続者が遠方にいる場合は特に、住宅の清掃や空気の入替え、住宅敷地の草刈りなどが不十分になることが想定されます。また、相続登記など相続の処理がされない場合、代を迫るごとに管理責任の意識が希薄になり、管理不全の状態が長期化し、周辺環境へも影響を及ぼすことが考えられます。こういった場合には、管理する相続人を探すこと自体が難航するケースが多いと思われまます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今、住宅が非住宅になっていくと、その環境上の問題だとか、そういう点では認識されているということで説明がありましたが、実際には社会に大きな影響が出てくるというふうに思っております。

幸田町では、平成30年3月に幸田町空き家等対策計画が策定をされております。その中のパンフレットの活用による普及啓発として、チラシの見出しに、もう人事ではありません、空き家の問題と書かれています。私の認識も全く同じです。住宅と店舗、工場では基本的な構造が全く異なります。まず、店舗は店舗、住宅は住宅というように、構造機能に合わせた用途活用が最も効率的であります。今年度予算で進めておられる、町がかりて活用することでは全ての空き家の解消には到底不可能ですし、第2の借地料問題を次世代に残すことにもなります。

民間での利活用を進めるためには、仕掛けが必要と思います。多くの自治体で空き家バンクを作ったり、予防解消するための制度が設けられています。それらのうち効果があったものを参考にして、幸田町の状況に合った空き家バンク、新たな助成制度を創設するお考えはおありでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 空き家バンクの創設につきましては、現在、愛知県宅地建物取引業協会と協定を結んでおり、愛知県空き家・空き地バンクポータルサイトにて、空き家バンクの開設の準備はできていますが、バンク登録物件がないため開設はしていない状況です。なお、空き家バンクの登録がなくても、宅建協会では空き家マイスターと呼ばれる専門家による空き家の相談体制もあり、随時空き家相談は受け付けできる状態となっています。

助成制度については、現在一定の要件はありますが、耐震事業における空き家住宅の除去費補助制度があります。また、空き家に係る譲渡所得の3,000万控除の制度もあり、年間数件ですが対応しています。そのほかの助成制度については、県内では改修費の補助制度を設けている自治体が17あり、近隣では、碧南市、豊田市が行っています。国の例示する空き家支援メニューは、解体撤去、利活用、発生防止、まちづくりといった様々な観点からアプローチしています。本町においても、今後の幸田町の空き家の状況などを踏まえ、補助制度の活用を検討していきたいと考えます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今、空き家バンクについては登録物件がないということで、まだ動いてないという説明でございました。しかし、空き家は、先ほどの答弁で相当数あります。そういう点では、すぐにでも対応していく必要があるんじゃないかなというふうに

思います。

また、この計画書の中にP D C Aサイクルの活用が空家計画書には書かれております。計画策定から2年半が経過しています。この間、計画策定協議会は何回、いつ開催されたでしょうか。そして、空き家として把握された建物の追跡調査はされたでしょうか。それについてお答えをいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 幸田町空家等対策協議会については、空家等対策計画の策定に当たり3回開催いたしました。その後は協議会にて検討を行うような問題空き家の発生もないことから、開催はしておりません。

空き家の実態調査でアンケート調査対象といたしました件数が226件、そのうち空き家であると回答のあった48件、及び回答のなかった不明でありました99件、この追跡調査におきましては、まだ全体の調査が行われておりません。再調査を来年度に実施したいと考えております。また、個別に通報等のあった管理不十分な空き家については随時調査し、適正管理の依頼など対応しております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 問題空き家、いわゆる特定空き家というんですか、対策がすぐにも必要な空き家がないから開催をされていないということでもありますけれども、そのことが問題なのかなという気もしないでもありません。確実に、先ほどのお答えでも空き家になる可能性の物件はあるわけでございますので、ぜひそういう視点でP D C Aサイクルを本当にうまく回していただきたいなというふうに思っております。

この協議会が特に開催をされない、そういう状態の中でP D C Aサイクルというのは今どの段階にあるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 平成30年3月に計画策定し、現在は「D O」実行の段階であります。愛知県宅建協会、シルバー人材センターとの協定締結、空き家の適正管理依頼などの対策を実施しております。今後は、来年度に空き家実態の調査を予定し、その後、計画の見直しに向けたチェックへと進めていきたいと考えています。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 4段階のうちの2段目の「D O」だということで、来年が「C」チェックに入るといってお答えでありました。その流れでいきますと、P D C A一回りするのに単純に4年間かかりますよという計算になるわけでありまして。こういうのは早く回していくことによって、より良いものになっていくような気がいたしますので、どうかそんなような視点でお願いをしていきたいと思っております。

この第1つ目の最後の質問になるわけですが、町長にお尋ねをしたいと思っております。

空き家条例を制定される自治体は増えてきております。お隣の岡崎市も本年3月に条例を制定しています。

本町では、昭和45年11月に380ヘクタールが市街化区域に指定されてから急速に住宅等の建築が進められてきました。その頃に造られた新しい町として、春日井市の高蔵寺ニュータウンがあります。ここでも住民の高齢化とその後訪れる空き家化に対

応するために、国と一緒に先駆的空き家対策モデル事業を行ったり、官民共同で住宅流通協議会を設立し、空き家の流通促進を図り、より良い居住環境の創造を目指しておられます。

本日の部長答弁でも、空き家化等の問題意識は持っておられるということは分かりましたが、空き家予備軍は相当数発生していくと思われまます。言い方を変えるならば、親と子だけの核家族以外の3世代が同居する世帯が少なくなっている現状では、今建築されている住宅を建てられた方一代限りで空き家化する可能性は相当高いと考えるべきだと思います。では、どうするのか。最も有効なのは、空き家を作らないことではないでしょうか。そのためには、先ほどの答弁でもありました、所有者が分からなくなっていくちやうというような答弁があったわけでありまますけれども、所有者又は相続人の責務、行政としても未然防止と発生した際の施策を講じるよう努力する義務を課す、予防も含めた空き家条例制定をするお考えがあるかどうかお答えいただきたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 本町におきましても、空き家の対策は重要であります。今、お話がありましたように、16%の高齢者がいて、将来は間違いなく空き家になってくるということをお考えまますと、今のうちに手を打っていくべきであると思ひておひます。

条例制定の必要性も当然検討していかなくてはなと思ひておひます。今後予定しておひます空き家の実態調査及び対策計画の見直しをしっかりと見極めつつ進めてまいりたいと思ひておひますが、やはり対策協議会とか、様々な条例だとか、いろいろな特措法の措置等々を含めて、いろいろな制度を作っても一番やっぱり自分が問題だと思ひるのは、空き家になる前は住んでいる人たちが自分たちの空き家をうまく、将来どうなるかなんてことをとても考えていないわけです。ところが、亡くなられて空き家になったとたん相続権者が変わってきて、その空き家の使い方は千差万別様々な方がこうしたい、ああしたいという意見が出てきて、非常にこれは総論賛成、各論反対のような流れがあつて、一律に空き家のしっかりした予防対策を位置づけるというのはなかなか難しいなと思ひておひます。しかしながら、空き家が地域の方々に大変迷惑をかけているような物件等につきますれば、やっぱり条例だとか、いろいろな特措法の適用を受けままして、強権的にある程度しっかりと整備していかなくてはならない。とは別に、その空き家はせつかく財産として残されて、とても町の景観に合つていて、もっともっと有効活用ができるような空き家もあるかもしれない。私は、やっぱり仕組み、補助制度を充実することはもちろんですけれども、もう一度空き家をよみがえらせてみたい。それは地域にとってコミュニティの視点においても、この空き家はうまく活用できてるなというような仕組みを一度作ってみたいなと思ひておひますが、やはり、今言ひましたように、岡崎市さん等々、知立市も空き家条例を制定されておひます。県内でも19の市町村で制定されていることに鑑みままして、しっかりと今後の検討課題としていきたいと思ひておひます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ありがとうございます。

条例制定や具体的な支援策の策定には、実態の正確な把握が欠かすことができないと

思います。幸田町では、各区の区長さんを特別職の公務員として委嘱をされています。他市町では、自治会の代表者を特別職公務員として委嘱されているところは隣接市にはありません。仕事が増えると区長さんからおしかりを受けるかもしれませんが、地区の状況を一番分かっておられる区長の協力を得て、まず空き家予備軍も含めたデータバンクの作成から始めたらどうかと私は思います。そのデータバンクを検討されるかどうか、どうされるかお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） データバンクにつきましても、ちょっと重複しますが、やはり今65歳以上高齢者の方々が独り住まいでいて、もうその家族等は外で勤めていたり、家にいない。または、世帯を分離して敷地の前に住んでいる。いろいろあると思いますけれども、このデータバンクを区長さんを通じて調べていく。重要だと思われそうですけれども、やはり、自分は今住んでいる高齢者の独り住まいの家、母屋があって西の家があって、もしかしたら東の家もあるかもしれない。そういうおじいちゃん、おばあちゃんが一人で住んでいる、西の家、東の家、空き家が空いている。そこに地域の人たちが書道塾だとかフラワー塾だとか、いろいろなそろばん塾、何でもいいんですけども、せっかく今住んでいる高齢者の人たちの見守りのために空いている部屋を貸していただいて、地域の人たちは貸していただくけれども、そこのおじいちゃん、おばあちゃんもちゃんと見守ってあげるような。やっぱり、若い世代の方はいろいろなことをやりたいけど敷地がないんですね。そういったところを貸していただくことによって、今生きている人たちと協調しながら将来空き家になりそうなところを防いでいくということによって、もし本家本元のその人が亡くなっちゃった場合でも、相続が始まる。ああ、おじいちゃん、おばあちゃんはこんな世界で地域の方にお世話になっていたんだから、相続権者の人も引き続きこの空き家をうまく利用してくださいというような仕組みができればなということを思います。今言われましたように、空き家予備軍、データバンクを検討していく中で、区長様、民生委員様、様々な形の方々が今お困りになっている高齢者の一人世帯に対して、どんな家の活用の仕方があるかということ調べながら、将来の空き家の実態の解消につなげていくということはぜひやりたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ありがとうございます。認識がよく分かりました。

私も農村地帯に住んでおります。私の周りは先祖代々続く家が多いわけでありまして、その中でも先ほど町長が言われた西の家、若い世帯とは同じ敷地内に二世帯で作っている、そういう方に今支えてきていただいております、そういうところは確実に一戸が空き家化していきますので、ぜひともいろいろな視点で利活用がされるように検討が頂けたらというふうに思います。

幸田町では企業誘致に大変力を入れておられますが、これは利益が上がらなければ法人町民税は入りません。人口の空洞化が進めば、大型店舗でさえ撤退する可能性があります。幸いにして本町には東海道本線の駅が3つあります。これは人口減少が進んでいく中で、都市部での空き家が多くなると思われる、こういう社会情勢の中で本町を選んで移り住んでいただくための大きなセールスポイントになると思います。若い方に多く



住んでいただけるということは、町のにぎわいが出るのは当然のこととして、税や料金の負担をしていただける安定財源を確保する有効な手段だと思います。まずは実態を把握して、空き家条例の制定、空き家バンクや助成制度の充実を前向きに検討されるようお願いをしまして、2点目の質問を行います。

幸田町都市交通マスタープランについてであります。幸田町都市交通マスタープランは策定から10年が経過し、都市交通を取り巻く環境や社会情勢の変化、高齢化の進展などを踏まえた計画の補足等が必要となり、令和元年度に中間見直しが行われました。その中でえこたんバスのルートの再編、藤田医科大学岡崎医療センターまでのシャトルバスの運行、デマンド型乗合タクシーの導入などが重点施策として掲げられています。そして、本年度予算で2つの社会実験が行われています。

1つ目は、藤田医科大学岡崎医療センター行きの乗合タクシーを4月から、2つ目は、デマンド型乗合タクシーとしてチョイソコ幸田が豊坂学区を対象に社会実験が10月から実施されています。ウキペディアによりますと、社会実験とは、新たな制度や技術などの施策を導入する際、場所と期間を限定して施行することで有効性を検証したり、問題を把握し、時にはその施策の本格導入を見送るかどうかを判断する材料とするものがあります。今回の2つの社会実験は、場所と期間を限定して施行されていますので、社会実験であると言えます。

そこで、お尋ねします。藤田医科大学岡崎医療センター直行タクシーについてまずお聞きいたします。利用状況は半年で180人と報告されました。直行タクシーの課題、問題点をどのように考えられておられるでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） この4月から藤田医科大学への乗合の直行タクシーということでございまして、利用者につきましては180人ということで報告のほうはさせていただいております。この人数が、やはりちょっとまだ少ないということにつきましては認識のほうはしているところでございまして、課題・問題点につきましては、十分に事業についてまずはまだ住民周知ができていないことによる、こういったことにつきましては広報こうたですとか町のホームページ、こういったようなものを活用しながら、利用に対しまして広く周知を図っていきたいと思っております。また、現在の運行形態においてのニーズが少ないという、こういったようなことであるということであれば、やはり利用しやすいような形で運行形態を改善していくことが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 課題・問題が、人数が少ないということが問題であるというような捉え方をされているように聞こえちゃったわけですけども、これを本当に必要とされている方が180人だったなら、これは別に少ないからもっとわざわざ増やそうとか、そういうことは僕は必要ないと思うんですね。社会実験である以上、どういう方のどういうニーズに対応していくためにはこの手法しかないからという、ニーズをつかむのが一番大切だというふうに私は思います。

そういう観点から、社会実験ですのでいろいろ調べられたと思います。利用された方

の年齢や障害者手帳のありなしですとか、自家用車の所有のありなし、そのようなものは調べられたのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） これは利用者の方に対しましてアンケートのほうを行ってございまして、利用された方の年代別には把握しておりますので、その人数を報告させていただきますと、利用者につきましては30名ということでございまして、10代・20代の方が各1名、30代・40代の方が各3名、50代はございませんでした。60代・70代の方が各8人で、80代以上の方が4人ということでありました。未回答の方が2名ということでありました。なお、その際に障害者手帳の有無とか、自家用車の所有、こういったことについてはアンケート上は把握はできていないということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 乗降場所は相見駅の東口だけであります。相見駅の乗り場までの移動手段の状況はどうでしたでしょうか、お答えください。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 利用の際に、発着場までどのようにお越しになられたかということにつきましては、自宅から車で御家族の方に送迎してもらった方が3分の1で10名でございました。徒歩で来たという方が7名で23%、自転車で来たという方の4人という方が主な発着場までの移動手段であったということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今のお答えを単純にどういう方が利用されているかというふうに見ると、自転車で来られる範囲内の方、歩いて来れる方、それから自転車で来られる方、こういう方が11名お見えだということでありまして、こういうレベルまで上げていこうという、徒歩圏までお迎えにいくしかなくなっちゃいますよね。そういうようなことをやっぱり制度化していくためには、どういうふうにしていくのかというのはきっちり把握していただく必要は私はあると思います。

次に、発車は往復7便ですか、運行されておりますが、発車時刻ごとの利用状況、乗客が乗っていなかった割合が高かった便、こういう上位3便を往復教えていただきたいと思えます。それから、利用者が1人もおられなかった便の割合は全体の何パーセントであったのか、それもお答えください。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 発車時刻ごとにおきます乗客が乗っていなかった割合ということでございまして、確かに乗客が乗っていなかった割合というのは高いわけでございますが、まず往路につきまして、これは1日7便発車しておりますので、一番乗っていただけなかったのは第7便でございまして、97.4%です。そして、第2位が第6便でございまして、その1便前ですが、これが96.4%。そして、第3位が第1便ですね。朝一番の便が96%の空車でございました。そして復路でございまして、こちらも第7便で一日の一番最後のものが96.8%。第2位が第1便でございまして、95.9%。第3位が第6便でございまして、95.7%となっております。これらをトータルいたしますと、全体で利用者がいなかった便の割合というものは91.8%というもので

ございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 大変乗っておられない割合が多いこの状態ですと、朝それから帰りの便はまずお客さんが乗っておられなかった割合が高かった。いわゆる空タクですかね、そういうことが分かったかと思います。

次に、藤田医科大学岡崎医療センター乗合直行タクシーの有効性の検証や問題点の把握をどのようにされたのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 現時点でのこの運行に関します検証や問題点というものについての基礎的なデータは、やはり利用実績のデータですとか、あるいは利用者のアンケートによるものというものになってきております。多くの方から意見を伺うためにも、今年度実施しております住民意識調査の中におきましても新たな項目を設けながら、検証するためのデータ集めを行っていきたいというふうに考えているところでございます。また特に、これもなかなか難しいですが、利用されていない方からの御意見を伺うというようなことも考えながら、多くの方からより利用しやすいと思われる運行体制を、その後構築をしていくべきだというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 今年度予算でやっておられるわけでありまして。まだ実験期間は4か月、今からあります。利用実績で見えていきますと、タクシー1台を運行するのに払っておられるお金が3,180円、これはジャンボタクシーであるからちょっと高めになっております。普通タクシーの場合にしますと、1,770円で済んでいるわけでありまして、試験中といってもやはり利用者のほとんどいない便を間引くとか、普通車に変えていくとか、規模を縮小しても十分データは得られると思います。今後続けていく中で、そういう工夫をやられるかどうか。まずは、やはり便を減らせば、その前後のどちらかに乗っていかれるわけで、どうしても行かなければいけない方は。そういう視点から見直した実験というのはやられるお考えがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 確かに現在のところの運行状況を見ますと、利用時間帯のない便というものの発着もかなりあるということでございます。そして、そういったところから費用面での御指摘というところについても承るところでございますが、現在はやはりコロナ禍におきます、十分なデータが得られていないというような状況ですとか、そういったこともございまして、現在は安定的に今の運行体系を保ちながら周知のほうを図っていくというような考え方であるというふうなところでございます。決して今後の改善を行っていかないということではございませんが、今のところ残りの4か月におきましては現状での運行を捉えながら、利用の促進を図っていきたいというふうな考え方であるというところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 利用者が少ないのをコロナのせいにされたら、コロナが暴れちゃう気がします。本当は、利用者そのもののニーズがあったかどうか不明なところという

のが本当じゃないかなというふうに思います。

議会へ報告された資料では、半年で往復1,708便のタクシーが藤田と相見駅を往復をいたしました。その先ほどの報告でもそうですが、9割以上が空車になっているわけで、途中で利用状況の報告はタクシー会社から受けておられたと思いますが、これが漫然と続けられたというのが残念な気がするわけであります。利用者を増やすために予約は不要にしたとか、途中で改善が図られているわけでありますので、そういう点で、だから増やすことだけではなくて、コスト面もやっぱり見ておかれるべきであったんじゃないかなというふうに私は思います。いろいろお尋ねいたしましたが、この社会実験は有効性及び妥当性を判断する重要な基礎的な資料が十分に収集されていないと思われま。これでは、本格実施して本当に大丈夫なのかどうか判断をできないと思います。

利用者アンケートでは、200円から300円なら払っていいとの声が多いとのことでありましたが、これは当然のことと思います。相見駅から鉄道と名鉄バスを乗り継いでいけばもっとお金がかかります。聞かなくても想像ができるかなと思います。乗車場所も幸田駅や三ヶ根駅を希望する意見があるのは、利用している人だけの声を聞けば当然のことでしょう。鉄道駅を利用して通院できる人には本来通院の足を考える必要があったのかどうかも、これは疑問であります。多額の税金で新駅を建設した周辺が一番条件の良い人にさらにおまけのサービスが提供されるというのでは、地域間格差が広がるばかりではないでしょうか。ましてや、蒲郡方面からの他市の住民のほうが使いやすいのでは、私は納得できません。

運行経費は、1便当たり、タクシー代ですね、3,180円です。しかし、利用者が1人1回当たりにかかった経費は3万180円になると思います。1人当たりに要した費用は、タクシーで名古屋まで楽に行ける金額であるということ。それから、東京までが片道8,900円ですので、東京で最先端の医療施設を往復しても、そのほうが安く済む結果であったということ、これは重く受け止めていただきたいと思います。

次に、チョイソコ幸田の質問をいたします。

10月から豊坂学区で実験が始まったばかりですので、あまりデータがないかもしれませんが、答えられる範囲でお答えください。

まず、本制度は事前登録が必要とされています。男女別、地区別登録者数と、そのうち自分で運転して外出できる方の割合を教えてください。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 今、現状を御報告させていただいている中におきましては、やはり今議員のほうから申されているところにつきましては、本当にこれは重要視していかなければならない課題というように考えながら、こちらの事業につきましては改善も加えながら実施のほうはしていきたいというふうに考えるところでございます。

そして、チョイソコに関しましては、この10月から豊坂学区で始めさせていただいたということございまして、まずは登録が必要であるということで、各地区の方々ににつきまして登録のほうを依頼をさせていただいているところでございます。

11月末現在でございますが、登録人数は162名いただいております、うち男性が71名、女性が91名ということでございます。そして、地区ごとにお伝えいたしま

すと、野場区で44名、永野区で41名、須美区で12名、六栗区で21名、上六栗区で16名、桐山区で28名ということになっております。そして、そのうち自分で運転して外出ができる方ということによっていただけた方が84名でございますので、約52%の方という状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） それでは、実際に利用された方の割合を男女別でお答えをいただきたいと思っております。そのうち、ふだんは自分で運転して外出されている方の割合は何パーセントでしたでしょうか、お答えください。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 実際に10月、11月に利用された方の実人員につきましては、男性が7名、女性が18名の25名ということでございます。うち、御自分で運転して外出されている方ということにつきましては、回答がなかった方が11名見えますので、それを除きまして3名の方が御自身で運転して外出されている方の御利用があったということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 回答がなかった方がおられるということでありましてけれども、社会実験でやるということで、最初からアンケート用紙が配られているわけですので、回答がなしで、その回答をなしにしてほしい。きっちりと集めていただかないと有効性を誰がどうやって検証するのか、わけが分からなくなってくるんです。

ちょっと時間が少なくなってきましたので、時間配分上、あらかじめお願いをしました項目等については若干割愛をしていきます。

社会実験の期間でありますけれども、半年では短いと思われるかもしれませんが、先ほども言いました、問題意識をやっていれば十分なデータは収集できると思っております、私は。どのような課題設定をして、そのためには何を検証しなければならないかが明確でないと、将来を展望することは、これはできないと思っております。言い方を変えれば、的確に情報収集できていれば、あとの答えは、これはもう統計の分析手法で出てくると思っております。2つの社会実験のまま無料で、かつ全町で展開するとした場合の需要予測はされたのでしょうか。また、その場合の事業費の試算はされておりますかどうか、お答えいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 議員が申されますように、こちらが社会実験で行っている事業でございますので、アンケートに関しましては極力御協力をいただいて、データをしっかり有効性がとれるように努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

そして、需要予測などということですが、需要予測につきましては、既に行っております豊明市さんとか、そういったところの状況も見ながら、これは予測のほうをしているところでございまして、例えば会員登録数におきましては、区域内人口の最初は10%というふうに見込んでいたところではございますが、現時点で既に10%を超える11%の方の登録をいただいているということでございますので、さらに2割の

300人を目指していきたいというふうに考えているところでございます。そして、また利用経験者数、一度でも乗った、御利用いただいた方の割合を約3分の1ということで50人は確保していきたいというふうに考えているところでございまして、実績といたしましては現在25名の方が実人員で御利用いただいているところでありますので、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

また、予約件数につきましても、豊明の実績等から踏まえますと、登録者数の約3.3%ほどの利用がということになりますと大体1日5件ということになりますが、現在ですと、今11月現在では約4件、3.9件ということになっておりますので、引き続きこれにつきましても利用のほうを伸ばしていきたいというふうに思っております。

あと、これは周知を図ることによって必要な方に使っていただける割合を増やしていきたいということでございます。

そして、事業費の試算ということでございますが、確かに現行の形態のままこれを全町展開した場合ですと、藤田乗合直行タクシーは1,200万円ほどと。そしてチョイソコ幸田、これは全町で行った場合は4台ほどの車ということになりますので、4,300万円ということで、合計でこのままの状態ですと5,500万円ほどの金額になるというふうに試算をしているところでございます。これはあくまで現状の運行仕様において算出したものでございまして、町民の方のニーズに対応した交通システムとなり得るかどうか、費用対効果の観点も踏まえて、多くの方に御利用いただく方法を意識しながら改善をして、この事業については実施のほうを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 人数が増えること、それだけがいいことのように聞こえちゃうんですけども、そうではなくて自然体の実験をお願いをしたいと思います。

これにつきましては、マスタープランについてはえこたんバス、藤田医科大学岡崎医療センター直行タクシー、チョイソコ幸田と、高齢者や障害者等へのタクシー利用券助成の制度等があります。これらの機能を整理分散してこそマスタープランと言えら思っております。複数の部署にまたがることでありますので、マスタープランフォローアップ委員会の委員である副町長からまとめてお答えをいただきたいと思っておりますが、今までの収集データでは本格施行してよいのか悪いのか判断するには明らかに不十分だと私は思います。きちんとしたデータ収集のため、これから追加あるいは利用された方からの追加データの収集を行う考えがあるかどうか、お答えください。

○議長（稲吉照夫君） 副町長。

○副町長（大竹広行君） 幸田町都市交通マスタープランフォローアップ委員会は、私を含めまして11名の委員で構成をされております。委員長は名城大学のマツト教授であります。委員会は、タクシー事業者、警察、企業団体、区長会、老人クラブ、身体障害者協会等、役場の部長で構成をされております。

先ほど議員が言われましたように、えこたんバス、チョイソコ幸田、藤田乗合直行タクシー、福祉タクシー、在宅高齢者外出支援タクシー利用助成券等、町には様々な制度があります。先ほどの議員さんの話の中でコロナを理由にはいけないのではないかと

ということがありましたけれども、やはり、コロナ禍において十分なデータが取得できるか分かりませんが、今年度実施しております社会実験等の結果を踏まえまして、見直しについては考えていきたいというふうに思っております。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） これはしっかり制度を、特には事務方の仕事になりますが、各制度の関係部局間の調整をするのは副町長の仕事と思われまして。その意気込みと決意をお聞かせいただきたいのと、それから自助、互助、公助とよく言われますが、利用者を増やすことだけが目的になると、公が大金を使って自助や互助の仕組みをぶち壊すことになりかねないと思います。これは私の考え過ぎなのでしょうか、どうか御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 副町長。

○副町長（大竹広行君） 法や条例、規則に総合調整権限が副町長にあると明確に規定しているわけではないと考えてはおります。関係部局の調整は、一時的には部長同士で調整し、それでも調整がうまくいかない場合は私が調整をさせていただくものと考えております。

現在におきましても、2つの事案で関係部局間の調整をさせていただいております。今回の事案におきましても、関係部局間の調整がうまくいかない場合は、幸田町都市交通マスタープランに沿って調整をさせていただきたいというふうに考えております。

また、自助、公助の関係でございます。主に交通弱者を対象とした公共交通のあるべき姿の社会実験を行っております。将来の自動車の運転に不安を感じてみえる方には、その利用方法を知っていただき、そのためにも体験をいただき、また現在運転に不安を感じておられる方や御自身で運転をしておられない方、できない方はぜひ御利用いただきたいというふうに考えております。これまでの自助、互助の移動の仕組みを否定するものではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） そう遠慮なさらずに思い切って前へ出て、積極的に調整をして、より良い制度にしていく努力をお願いをしたいと思います。

この件に関しまして、本格実施は持続可能な制度として設計をして、事業費が膨大とならないようにすべきではないかというふうに私は思います。大事なことは、その費用は町民の税金で賄われるものであります。利用者の希望どおり、丸のみで全て実施してよいわけではないと思います。一番大切なことは、利用されない方も税金で支援することについて納得してもらえないものでなければならぬと思います。この質問の最初に、社会実験の目的について申し上げました。社会実験は、制度を本格導入しないことも選択肢に入れて判断するためのものであります。今はふるさと納税が順調で、財源の心配はあまりしなくても何とかなるかもしれません。くどいようですが、費用対効果を考慮せず、納税者目線を見ない制度は、財政状況が厳しくなったときに必ず破綻をいたします。自助、互助の仕組みの崩さず、本当に必要とされる方へのものとし、なおかつ予算が膨大とならないように、制度の高い需要見込みが立つまで本格導入は行わない、そ

の慎重さが大切だと思います。自助、互助の仕組みを優先すべきと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 費用対効果だとか、また本町の財政状況等の将来を見据えまして、御指摘ありがとうございます。

今回の藤田直行タクシーの社会実験、そしてチョイソコの社会実験もそうであります。まずは藤田医科大学への直行タクシーの件であります。私どもが負担をさせていただいた民間病院であります藤田医科大学岡崎医療センターであります。総合病院の機能もありますし、大学病院の機能もありますし、専門性の高い病院でもあります。早く行けば、治療行為によって命の担保にもつながっていくということでありまして、かつ24時間救急医療体制が充実しております民間病院ができたということでもあります。残念ながら、幸田町内の敷地ではありません。言い方は悪いですが離れ小島といいますが、幸田町の敷地ではないところでできているということでもあります。町民の方々の命や健康の確保のための保障率は、今までよりも間違いなく高くなったということでもありますけれども、離れ小島でもあるということで、そういったところへ自ら直営型の確実に定時発着できる交通システムを整備するということは意義あることだと思っており、社会実験につながっておりますが、ここに至る経過に当たりましては、岡崎市役所さんとも何度も、えこたんバスを幸田町内に4本走っている、6系統ですか、えこたんバスをそちらのほうに、岡崎の敷地内に運んで、そちらの運行ルートも検討しましたけれども、やはり縄張が違うということもありまして、えこたんバスをもう一台買って、職員も充実させて、そこに交通システムをつくるということはなかなかうまくできませんでした。しかしながら、やっぱりオープンに合わせまして、今言いましたような社会実験で確実に定時発着できる交通のシステムを作っておきたい。離れ小島に対して、町民の方々を何か運ぶようなルートを作っておきたいということから始まったわけではありますが、やはりクルーズ船の対応等で藤田医科大学病院はオープンが遅れました。そこで、今回のタクシーの直行運行につきましてもやっぱりためらう方はいたでしょうし、いろいろな感染対策、特に病院に行っても、今私もそうでありますけれども、いろいろな審査項目があっても、病院の医療従事者も今はなかなか受け付けてもらえない。なるべく先延ばし先延ばしみたいな医療行為になってしまいますけれども、やはりそれでもちょっとでも早く健康のためには診察、通院に行つてほしいということもあります。人数の話も議論の中にあります。結論を申しますと、始まったばかりの制度であります、社会実験であります。コロナ禍であるということを私は理由にはしておりませんが、やっぱり病院の診療に出向くことに対する町民の心理的なためらいは、町内の病院でも同じであります。小児科だとか整形外科は、やっぱり通院患者が減っているそうでございます。そうやって考えますと、今の利用実績は本来の利用実績にはまだ出ていないような気がします。チョイソコも残念ながら始まったばかりでありまして、やっと集落説明会が終わったところでございます。しっかりデータをとりながら、今後、御指摘のありましたような見解を踏まえながら、しっかりと検証してまいりたいと思っております。



○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） しっかり検証していただけるということでありますので、それに期待をしてみたいというふうに思います。私は、町民の側に見て、再度いくということであると、本当に必要な人にはちゃんと手当が必要だと思えます。あるから乗る、それでは本当に自助の力が働いてこないというふうに思いますので、その点は十分に認識をしていただきたいなというふうに思っております。

幸田町都市交通マスタープランの本格導入は、鉄道、えこたんバス、民営タクシー、高齢者や障害をお持ちの方への助成制度など、総合的に調整された上で行っていただきますよう強く要望をいたしまして、質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤伸一君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。午後は、1時10分より会議を開きます。

休憩 午前 0時12分

---

再開 午前 1時10分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、都築幸夫君の質問を許します。

3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

菱池開墾24ヘクタールの土地の買収が、昨年と今年にかけて行われまして、今年の8月に土地の買収はほぼ完了しております。いよいよ来年度から、菱池遊水地の工事が始まるということでございます。

菱池遊水地にアクセスする野場横落線ではありますが、現在、国道248号線から県道岡崎幸田線を交差して、芦谷高力線まで出来上がっております。ここまでできましたのが10年以上前のことでありまして、現在、道路はそこまでで止まっております。都市計画マスタープランでは、この野場横落線は今中断しているところからJRを横断しまして、菱池遊水地の横を通り抜けて、県道幸田石井線につながる計画となっております。この道路は、完成形を目指して今進めなくてはいけない時期にきているのではないかと思います。そこで、野場横落線を今後どう進めていくかについて質問させていただきます。

それでは、この野場横落線がこれまで作られてきました経緯と現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根淵闘志君） 野場横落線は、県道幸田石井線から国道248号線を区域とし、延長2,640メートル、幅員12メートルの都市計画決定を受けた路線です。国道248号線から県道岡崎幸田線区間は、大草山添区画整理事業と合わせ整備し、県道岡崎幸田線より芦谷高力線、町道名高力菱池1号線区間は、平成17年度から平成21年度に完成し、平成22年度からは、県道幸田石井線から広田川の区間の整備を社会資本整備総合交付金を活用しながら進めております。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 平成17年から平成21年にかけて、今のところまでできているということでございます。

幸田町は、町の中心の南北方向にJRが走っておりまして、このJRと平行して国道248号線、県道・町道など道路が何本も走っております。この方向については、道路は大変充実しております。しかし、これらの道路と交差して東西道路は何本もありません。大変貧弱と言えます。まともだと言える道路は錦田でアンダーパスでつなぐ六栗大草線ぐらいではないかと思えます。そういった意味で、野場横落線が都市計画どおりにできれば、これまでの幸田町の弱点であります東西道路が補強されまして、大変重要な位置づけの道路になるのではと思います。町はこの野場横落線の必要性についてどのように考えられているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） JR東海道本線によって分断されている町の東西を結ぶ路線として欠かすことのできない路線であり、現在着手している菱池遊水地へのアクセス道路となるだけでなく、町内におけるほかのJR交差である錦田ガード、仲田開渠及び鷺田立体がいずれも鉄道をくぐる道路構造であることから、水害で通行不可となった場合においては、平面又は立体で通行することのできる重要な役割を果たす路線であると考えています。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 野場横落線は必要であって、重要な役割を果たす道路であるという認識で理解できました。

先ほど述べましたように、菱池遊水地は土地の収用がほぼできまして、これから工事を進めていくわけですが、この遊水地と野場横落線はワンセットで考えるべきだと私は思います。遊水地へのアクセス道路ができて、初めて菱池遊水地が完成ということになると思います。そういった意味でも、菱池遊水地完成に間に合うようにアクセス道路の検討に入る時期にきているのだと思うのですが、日程計画はできているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 現時点では、完成の日程計画はできていません。社会資本整備総合交付金を活用しながら野場地内の整備を進めており、今後は、今年度から始まった県営経営体育成基盤整備事業、菱池開墾地区、この圃場整備事業との調整を図りながら順次整備を進めてまいります。

具体的には、野場横落線用地は、圃場整備事業で創設機能用地として事業計画に位置づけられていますし、圃場整備事業の用水パイプラインは野場横落線の歩道部へ埋設される計画でありますので、圃場整備事業の進捗に合わせる形で用地買収並びに道路築造を進めてまいります。

菱池遊水地事業は、大規模特定河川事業として国の個別補助事業に採択されており、事業期間令和元年度から令和8年度、全体事業費57億5,000万円で進められています。議員が御指摘の菱池遊水地事業とアクセス道路として重要な位置づけにある野場

横落線については、当然事業進捗状況を勘案しながら進むことが望ましいと考えますが、何分菱池遊水地事業が国の補助を受け県営事業として急ピッチで進められますので、町が行う野場横落線の整備は菱池遊水地の完成に合わせる事が難しいとも考えています。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 分かりました。現時点では、まだ完成の日程計画ができていないということでございます。

それでは、この道路を作る上での課題について考えてみたいと思いますが、最大の課題はJRをどうやって避けるかということだと思います。都市計画のマスタープランでは高架橋ということになっておりますが、この場合の課題についてお伺いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 野場横落線の築造に当たっての一番の問題点は、鉄道及び河川を横断することです。現在の都市計画決定では、東海道本線と広田川を立体交差することとなっております。しかしながら、問題点が多くあります。本件については、平成22年度にJR東海コンサルタンツへ委託し、工法検討業務を実施しております。そこでは、JR東海道本線等との交差については平面交差案と立体交差案を検討しています。平面交差案では事業費が立体交差案に対して安価であり、事業期間が短縮可能とのメリットが挙げられていますが、鉄道交差点協議が困難となるおそれがあるとのデメリットが示されました。当時JRとの協議の中で、平面交差案を進めるには町内の踏切閉鎖が条件となっていたようです。東海道線と広田川を橋構造で渡る立体交差案については、鉄道平面交差による事故発生リスクの解消から鉄道交差協議を円滑に行うことができるとのメリットが挙げられていますが、事業費が高価であり町の財政負担が大きく、基金造成と長期計画的な取組が必要であり、また事業期間も長期にわたることから早期実現が困難であると思われます。併せて、立体交差案では交差する町道高力菱池1号線との交差点において1メートル以上のかさ上げが必要であり、この既設道路との取付けも工夫が必要であります。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 課題はよく分かりました。この件につきましては、昨年6月の議会で伊澤議員が一般質問されております。そのときも高架橋方式は大変難しいということでした。そのときに提案されましたのは、現在の丸太踏切をそのまま使って、これを拡張する案でございます。現在、この踏切は幅が狭くて、車1台しか通れません。これを双方向で2車線幅に広げたいわけでありまして。この案の場合、都市計画のような直線の道路とはなりません。工期が短くて安価でできて私も大変良い案だなと思っておりました。しかし、JRは幸田町内の踏切幅をこれ以上増やすのはまかりならんと言っております。これまでの経緯からして、JRがこの案を承諾するとは到底思えません。そこで、修正案でございますが、JRは幸田町の踏切幅をこれ以上増やすのはまかりならんというのであれば、町内のどこかの踏切で使ってなくて余っている箇所があれば、そこを譲っていただいて、この丸太踏切に合体させればいいのではと考えました。

具体的にいきますと、現在、深溝に上池畠踏切という大変大きな幅の踏切がございま

す。この踏切は国道248号線に隣接してしまっていて、大変危険な踏切ということで現在は一方通行となっております。この踏切の片側通行分しか今は使われておりません。この使われていない片側分を譲っていただきまして、丸太踏切に合体させたらどうでしょうか。この場合ですと深溝の住民の方の御理解も必要となりますが、こうすれば上池畠踏切の機能を損ねずして幸田町全体の踏切幅を増やさずに、丸太踏切の2車線幅の拡張が可能となります。この案はどうでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 平成28年度のJR協議では、都市計画道路の新設における鉄道との交差は基本的に立体交差として計画してほしい、立体交差にして丸太踏切を閉鎖することが理想であるとの意見が付されています。これは、丸太踏切における踏切での交互通行ができないことと、車両交通が相当数あるという現状での問題点をJRも町も共通理解しているからです。議員御提案の丸太踏切の拡張は、この問題解決につながるものであり、一つの方法として検討しております。ただ、道路線形としてクランクとなる都市計画決定の変更が妥当なのか、JRより提示された町内ほか踏切の閉鎖の影響、特に踏切を利用する住民とも調整をさせていただく必要があり、本件については慎重に検討を進めてまいります。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 検討をよろしくお願ひしたいと思います。しかし、この踏切案が難しいとなりますと、選択肢としては従来からの案であります高架橋しかないわけであり、都市計画マスタープランにあるような高架橋でつなぐと、先ほどの説明では課題が2つあるということがございます。一つは、建設費が大変高額になるということ。もう一つは、高力線との交差する道路を高さ1メートル以上かさ上げしないといけないという課題がございます。道路かさ上げの解決策としては、高架橋を直線ではなくループ状にすればかさ上げしなくて今のままでいけるのではないかと思います。このループ状高架橋についてはどのように考えておられるのでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） ループ状高架橋の詳細な検討をしておりますが、問題点として莫大な予算が必要となることと、周辺の土地との縦断的な関係がまず思い浮かびます。丸太踏切拡張案、立体交差案ともに様々な検討を進めてまいります。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 丸太踏切拡張案、立体交差案含めましてよく検討をしていただいで、進めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

次に、野場横落線に関連した菱池遊水地の平常時の使われ方について提案をさせていただきます。

菱池遊水地の平常時の使われ方について、これから検討をされていくわけですが、既に野球グラウンド、サッカー場など屋外スポーツの競技場等の案が示されております。ここに、屋外スポーツだけでなく、屋内スポーツの体育館の検討案はどうでしょうか。そして、幸田町の屋内・屋外スポーツの施設をこの遊水地に集結させた総合運動公園というのはどうなんでしょうか。

こんなところに体育館と思われるかもしれません。昨年のワールドカップラグビーを思い出していただきたいと思います。昨年10月13日の日本対イングランド戦は横浜国際競技場、別名日産スタジアムというところで開催されているのですが、前日は強風で大雨の台風19号が関東地方を襲いまして、この競技場は鶴見川の多目的遊水地にございます。この鶴見川の水位が上がって越流堤から水が流入しまして、この競技場は3階建てでございますが、1階駐車場は1メートルの高さまで水につかりまして、しかし翌日は水がちゃんと引いて、試合が行われました。日本は見事イングランドに勝利いたしました。いろいろな意味で大変話題になったことを記憶しております。

この競技場は遊水地にあって地盤が悪いので、くいが1,000本以上打たれた人工基盤の上に立つ高床式の競技場であります。今は建築技術の進歩によりまして、地盤の悪い遊水地でも問題なく建物は立ちます。今日、足立議員の朝の一般質問で、総合体育館は地盤のしっかりした防災にも使えるというような話がございました。そういった点などいろいろな角度から見ていただきまして、やる価値があるかどうかも含めて一度検討案に加えてみたらどうかと思います。いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 菱池遊水地の平時利用については幸田町が対応することになっており、スポーツ施設としての利用も検討しています。平成26年度の検討では、多目的レジャー施設案、広域型スポーツ施設案、ピロティ施設併設案が例示されています。

議員が例示されました横浜国際総合競技場、日産スタジアムは、鶴見川多目的遊水地内にあり、くいの上の人工島、ピロティ方式の建物です。1998年完成で、総事業費は約600億円となっています。

鶴見川多目的遊水地は、2003年6月の運用開始から昨年のワールドカップ前の流入が21回目であり、遊水地としては洪水調整機能をいかんなく発揮していますが、多目的利用としては低い位置にある公園部のテニスコートやグラウンドはもちろん、年によっては地区内の高い位置にあるスタジアムもピロティ部の浸水を受けています。

国土交通省の治水と横浜市の公園とが共同して事業を実施した例であり、本町としても学ぶべき事例として、11月に鶴見川流域センターにて関東地方整備局さんから事業概要の説明を受けてまいりました。遊水地内には、ピロティ構造の建物として日産スタジアム、総合保健医療センター、障害者スポーツ文化センターがありました。地域状況と規模が異なりますので同じものは取り組めませんが、先進事例として参考といたします。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 検討をよろしく願いたいと思います。

これから菱池遊水地の工事が始まって8年後に完成しますと、ここにスポーツの施設がいろいろできて、幸田町の運動公園のようになるのではと思います。そうなりますと、多くの町民が憩いの場を求めて、またスポーツを楽しむためにここに集まってまいります。また、凧揚げ大会の会場になるとも聞いております。町民が菱池遊水地を有効に活用できるようにするためにも、野場横落線の道路整備は今着手して進めなければならない事業だと私は思います。町長の考えをお示ししていただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 菱池遊水地の利活用について、私の公約でもあります。また、今回は、今議員さんからお話がありましたように、今年の夏に24ヘクタールの農地を持つ地権者の方々に土地を譲っていただいたということで、24ヘクタールの用地買収が2年で本当に巨大な金額を投資して、国費を投入しながら、また県の協力も得てできたということで1つのステップは進みました。今お話がありましたように、次は利活用とため池の遊水地の工事であります。50数億かかる工事費ではありますが、日頃よりそこがいつも満水状態でため池になっているわけではありません。広田川の抜本的な治水事業の中で行われている事業ということでありますので、しっかりと工事を県営で進めていただきながら、日頃より幸田町民にとってはその遊休地といいますか、囲まれた内部の用地買収した土地を、凧揚げの会場がほとんどでありますけれども、そこに今言われましたような総合運動場だとか、サッカーだとか、ラグビーだとか、またはテニスだとか、町内でもまだまだ屋外スポーツを望んでみえる町民の方がいて、場所がとても少ないということを言われております。もちろん屋内体育館のようなものもできないことはありません。今は技術的に、横浜の日産スタジアムを私も見てまいりましたけれども、全く幸田町と地形は同じでありまして、技術的には高床式のスタジアムはできます。しかしながら、巨大な費用はかかるということでもあります。現在、コロナ禍の大草や岩堀の方々が、線路を超えて岩堀、須美のほうへ東西線として菱池横落線が通じるといことは重要なことであるとともに、菱池遊水地を利活用することによって、そこにたくさんの町民の方々が、健康・スポーツだとか、いろいろな親しむ場所にしていただくということで、この菱池の遊水地プラス野場横落線の路線活用は重要であります。今お話がありましたように、踏切をうまく使おうと思うと、またJRさんとの意向もあるし、またある幸田町内の踏切をどこか廃止していかなくてはならないという一長一短もあります。もちろんそうしたほうが経費は安く済むと。じゃあ、JRさんが駄目と言っていれば高架でいこうかといいますと、十五、六億ぐらいかかるし、そこには様々な技術的な工夫も要るし、菱池高力線南北の道路に対して形状が変わってくるわけでありまして。そういった意味で様々なリスクを伴いますが、やはりある意味ではどこかで決断をして、この方式でいくんだというような位置づけを決定することは必要だと思われまますが、現時点ではまだまだ多くの課題を残しております。私としては、まずは用地買収が終わって、工事が始まる段取りと、そして並行して利活用する凧揚げの会場の買わせていただいた農地をいかに、部分的でもいいので何らかの形で町民の皆さんに親しく使っていただける施設に向けて、何らかの形で具体的な行動を示していかなければならないと思っております。大変ワンセットというお話も出てきて難しい事業でありますけれども、事業費を町民の皆様がこの事業でいくんだというような意思決定が何らかの形でなされるのであれば、時間をかけてでもその事業の方向性に向けて進めなければならぬ菱池遊水地事業と野場横落線の道路整備事業であるという認識でおります。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 野場横落線の事業化はいろいろな課題があつて、難しい事業だと思います。課題克服に向けて、時間がかかるようであれば事業化の準備を早めに行ってい

ただ、今町長が言われたように方針を決めて、そして準備を早めに行っていただき、事業化を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。私は次の質問に入りたいと思います。

町民が安全安心で走れる自転車利用について質問をいたします。

自転車は、幼児から高齢者まで幅広い世代が利用できる大変便利な乗り物でございます。通勤、通学、買物など、日常生活における身近な移動手段として幅広い世代の多くの方に利用されております。

今、新型コロナウイルスの影響で3密を避けるということで、東京などの都市部では自転車通勤の人が大変増えているようでございます。また、こういった関係もあって、自転車の交通違反が大変増えておまして、愛知県の今年度の違反者は、前年度比263人増で1,356人であるようでございます。この傾向は全国でも同様でありまして、昨年度は違反件数が初めて2万件を超したといった新聞報道がございました。この9月24日の読売新聞によりますと、自転車による人身事故での高額賠償事例が相次いだことから、自転車保険への加入を義務づける動きが加速しております。そして、自転車保険加入が急増しているようでございます。

現在、自転車保険加入を義務又は努力義務とする条例を制定しているのは、全国都道府県の半数以上の27都道府県、37自治体でございます。県内では、名古屋市、豊田市、豊橋市を含めた10市町村で既に制定されております。9月16日付の中日新聞によりますと、いよいよ愛知県でも安全な自転車利用のための自転車条例が制定されるという報道がございました。恐らく来年度には制定されるものと思われま。最近のこういった自転車の話題を紹介してまいりましたが、こういった状況を見ますと、自転車利用での安全安心へのニーズが最近急速に高まってきているのだと私は思います。そこで、安全安心で自転車利用をするにはどう進めたらいいのか質問してまいります。

それで、まず、幸田町で日々自転車を利用される方がどれぐらい見えるのか確認したいと思います。幸田町のJR3駅を利用される通勤・通学の方、そして3つの中学校の自転車通学の生徒、幸田高校の自転車通学の生徒、これらの人たちが主な幸田町の日々の自転車利用者だと思います。これらの人たちがどれぐらいいるのか、お分かりでしたら教えていただきたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） それでは、自転車利用者のお問合せでございます。

まず、3中学校及び幸田高校につきましては、幸田中学校が138名、南部中学校が149名、北部中学校が322名で、中学校全体では609名の方が利用しております。また、幸田高校につきましては、481名が自転車通学を行っていると伺っております。3駅について利用している通勤・通学者につきましては、実態は私どもでは把握できていませんが、3駅での自転車利用者数ということで産業振興課が令和2年6月8日に駐輪場の利用状況調査を実施しておりますので、その数字を基に発表させていただきますと、幸田駅が695台、三ヶ根駅が132台、相見駅が341台となり、合計1,168台の利用が確認されているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） ありがとうございます。

幸田町では、日々の自転車利用者が3駅での通勤・通学利用者、そして3つの中学校、幸田高校の生徒と、これらを合わせますと2,300名ほどの多くの方が毎日自転車利用をされているということが分かりました。

それでは、安全安心の自転車利用での1つ目の課題等ではありますが、最近問題になっているのが、自転車と人との事故での高額な賠償金の請求でございます。この件については、昨年9月議会で水野議員が一般質問されておりますが、自転車利用者の安全安心へのニーズの高まりから再度取り上げたいと思います。

平成17年頃から、自転車と人との事故で1億円近い高額な賠償金の判例が相次いであり、最近まで10例ほどございます。これに対応するには、自転車保険に入って自分で自分の身を守るしかないわけでございます。幸田町の場合ですが、3つの中学校の先ほどの回答があった609名の生徒であります。日々、自転車通学をしているわけでございます。歩道のある道路では、安全のため歩道を走ることになります。そうしますと、人と接触する機会がどうしても出てくるわけでございます。人との事故では100%自転車の責任となります。幸田町の3つの中学校では、自転車保険の加入率はどうか、お伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 町内3中学校の自転車通学者における自転車保険の加入率ということでございます。

まず、幸田中学校は107名の77.5%、南部中学校は99名、66.4%、北部中学校は209名、64.9%でございますので、3中学校全体では415名の68.1%となっております。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 6割から7割の生徒が自転車保険に加入しているということであり、しかし、この自転車保険加入の前に必要なのは、きちんと点検整備された安全な自転車であるということであり、ブレーキの効きが悪いとか、ライトがつかないとか、点検整備されていない自転車では安全安心な自転車とは言えません。本町の中学校の自転車通学者の自転車の点検整備状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員がおっしゃるように、自転車を安全に運行するためには、日頃の整備点検が必要だと認識しております。現状、中学生の自転車通学者の自転車整備状況につきましては、各御家庭における点検整備をお願いしている状況でございます。中学校において特に問題となるような事案は現状では発生していないということを確認しております。各御家庭におきまして、適切に点検整備を行っていただいているというふうに現在は認識しているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 自転車の点検整備は、各家庭において適切に行っているということでございます。

他の市町ではどうしているのかについて調べてみました。



隣の西尾市の中学校での事例を紹介いたしますと、まず中学校の入学時の自転車購入をされるわけですが、そのときにTSマーク付帯保険という保険に加入するように、西尾市では全中学校での校則でこういうように設けられているそうでございます。こうすることによって、保険加入を半ば強制的に入るということとでございます。

TSマーク付帯保険といいますのは、点検整備と賠償保険がセットになった保険でございます。この保険に入りますと、TSマークシールが自転車に貼られまして、点検整備された安全な自転車で賠償保険に入っているということの証となります。そして、自転車の点検でございますが、毎年新学期に自転車安全整備士、これは自転車の協会にお願いしているようでございますが、資格を持った方が学校に来まして、学校の校庭で全自転車の点検を行っているそうでございます。

それから、岡崎市の中学校のホームページで学校の公開をされておりますので、これを調べてみましたら、岡崎の中学校でも毎年新学期に学校行事の中で自転車通学者の自転車点検が行われております。西尾市、岡崎市の中学校では、自転車の安全走行のためにまず点検整備が大変重要で必要だということで、学校主導で、強制的と申しますか、学校主導で実施しているようでございます。そういったことから、本町でも義務教育である中学校の自転車通学には定期的な点検整備を実施して、そして、その上で自転車保険に入るように義務づけるべきではないでしょうか。また、全員の加入が難しいということであれば、町で加入の助成金を出したらどうかと思うのですが、町の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 保険加入ということでございます。現状の中学生の自転車の保険加入先につきましては、年度初めに愛知県小中学校PTA連絡協議会から案内がありますAIG保険の小中学生総合保障制度や、保護者の加入している損害保険に付随しているものなど様々であるという認識でございます。義務化となりますと、保護者の負担が発生するというわけで、なかなか御理解を得られない場合が想定できます。今後、自転車の点検につきましては町内自転車店で中学校自転車通学者の自転車点検が可能かどうか相談をさせていただく中で、自転車保険に対する補助につきましても一度検討させていただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） ぜひ、自転車通学者全員が点検・整備を実施して保険に加入するように進めていただくようお願いしたいと思います。

次に、安全・安心の自転車利用のための2つ目の課題でございます。安全・安心に走るための道路整備についてでございます。

幸田町のホームページには、健康増進のために4つの自転車サイクリングルートが紹介されております。私は、幸田町の道路が安全・安心で走れるのかということを自分で確かめるために、このルートを自転車で走ってみました。町道、県道をいろいろと走りましたが、主要な道路では車道は危ないので歩道を走りました。

道路交通法では、自転車は原則車道を走ることになっております。しかし、大抵の歩道は自転車通行可能の標識がついていまして、皆さんは安全のために歩道を走ってみえ

ます。県道はそこそこ走れましたがしかし、町道については整備が不足しているということもありまして状態の悪い歩道が多いです。特に、都市計画道路の芦谷高力線の菅田交差点から消防署までの凹凸が大変激しくて自転車では走れません。ここは、自転車通行可の標識がついております。そういった歩道ではありますが、自転車通行では大変危険な歩道でございます。

今年度3月議会の一般質問で私は、高齢者の電動カーが走れるようにこの歩道の整備をお願いいたしました。今回、また同じ要望の繰り返しになってしまっていますが、自転車で安全・安心で走れるようにこの歩道の整備をお願いしたいと思います、町の考えをお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 都市計画道路、芦谷高力線の菅田交差点から消防署までの東側の歩道については、マウントアップ形式とセミフラット形式の歩道が混在している状況であり、自転車通行可とされている歩道ではありますが、幅員が十分でなく交差道路や乗り入れ部では高低差があるため、議員御指摘のとおり決して通行しやすい歩道になっていません。また、車道部についても路肩が狭く、自転車の通行に危険な状態であります。

現在の歩道をセミフラット形式に改良することは民地側の取付けや道路交差部等の車両乗り入れ部の構造等、様々な課題を調整・解決することで可能とは考えます。しかし、この都市計画道路は芦谷高力線の御指摘の区間は、道路の縦断改良を含めた全体的な改修が必要な道路であると認識しています。路面改修により、豪雨時に通行できなくなることも想定される箇所です。全面改良には多額の事業費が必要であり、平成23年度に国の交付金事業として検討しましたが、財政的な課題がクリアできず事業化できなかった経過があります。

当該箇所での歩道が狭いことやマウントアップ形式で波打ち歩道になっており、通行の快適性が損なわれていること、度々冠水するなどの問題は把握しておりますので、今後、抜本的な道路改良計画の折には歩道のフラット化についても取り組みたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） この芦谷高力線の道路でございますが、消防署の出入口となる道路でございます、災害時には大変重要な道路となります。この道路が災害時、豪雨のときに通行できなくなるという可能性があるということであるならば、いち早く改善していただきたい道路だと思います。歩道整備を含めました道路本体の改修をよろしく願いたいと思います。

それからもう一つ、道路の改善でございます。今度は、自転車と歩行者が安全・安心で共存利用できる歩道整備についてでございます。

県道岡崎幸田線の菅田交差点から欠間交差点の間でございますが、ここは中央小学校の児童の通学路となっております。約300名の児童が朝夕の登下校にこの歩道を利用しております。この歩道、幅が比較的広くて自転車で通勤通学の方も多く利用されております。小学児童はグループで固まって歩きますが、時には塊からはみ出すやんちゃな

児童もございます。朝の自転車は急いでおりまして、スピードを出して走りますので大変危ないです。これを回避するためですが、幸田中学校から熊野神社までの約600メートルの歩道でございますが、幅が比較的広い歩道でありますので児童が安全に歩けるように歩道に点線等のラインを引くかして、自転車と歩行者を分離できないでしょうか、あるいは歩道内にグリーンベルトを敷いてもよいかと思っております。さらに、この区間のところどころにございます植栽を取りますと、有効な歩道幅が広がりましてより安全になると思っております。

このような自転車と歩行者の分離の歩道はJR岡崎駅西口側に約600メートルの長さでこういった歩道があります。私は実際に見てきましたが、自転車と歩行者が安全に共存できまして大変よいものだと実感しました。自転車の事故防止と通学児童の安全のためにぜひ検討していただきたいと思うのですが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 自転車は、基本的に歩道を走ることはできません。歩道に自転車通行可の表示があっても、歩道の中央から車道寄りの部分を通行する、徐行する、歩行者の通行を妨げるようなときは一時停止する、歩道の状況に応じた安全な速度で進行するなど、自転車側には交通安全上の配慮が求められています。法令に定められた道路標識があっても、このような義務が自転車側には科されています。

歩道における白線やグリーンベルトといった路上ペイントは、道路管理者の責任と判断に基づいて設置されるものですが、自転車側にこういった注意を払わずにスピードを出して走行してもよいとの誤解を招きかねない危険性をはらんでいますので、自転車と歩行者の通行に十分な幅員のない歩道への白線表示やグリーンベルト設置など、特に道路構造令における自転車歩行者道で自転車歩行者分離型に必要とされる4メートル幅が取れない歩道への標示は避けたいと思っております。

通学時間帯のスピードを出して走る自転車につきましては、基本的には交通安全上の自転車の責務履行を求めるべきであると考えます。

なお、中央小学校の児童の通学路でもある菅田交差点から欠間交差点までの間の自転車歩行者分離については、県道となりますので愛知県にお願いすることとなりますが、県は市町村の自転車ネットワーク計画に基づき選定された県管理道路の整備を計画的に推進する方針であります。その中で、自転車と歩行者を分離し、自転車通行空間が整備されますと根本的な安全対策が完了することとなります。

歩行者の安全対策のための歩道整備がベースとなり、その整備完了後、自転車ネットワークとして位置づけられた路線箇所の自転車通行空間の整備という形がほとんどですので、議員御提案の既に設置されている植樹撤去等の方法も一つの整備手法であり、植樹帯と路肩の幅を活用して1.5メートル以上の自転車専用通行帯へ造り替える事例も紹介されています。岡崎駅西口側の事例も参考とさせていただき、幸田町での安全対策に努めてまいります。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 了解いたしました。今言われました自転車ネットワーク計画での整備に期待しております。

それでは次の質問に行きますと、国によりまして平成30年に自転車活用推進計画が示されて、安全で快適な自転車利用環境を確保するために自転車通行空間を効果的に整備すると自転車ネットワーク計画が現在国のほうで推進されております。その内容は自転車、歩行者がルールを守り、駅・学校・商業施設等へのアクセス道路での円滑な移動を可能にする自転車道路環境の整備を推進するものであります。

近隣では、岡崎市・豊田市・安城市が計画をして現在進めようとしております。岡崎市は、既に本年度計画作成されまして、令和3年から12年までの10年間でその計画を進める予定となっております。幸田町もこの自転車ネットワーク計画にぜひ参加していただいて、自転車道路環境を抜本的に整備するよう進めていただきたいと思いますと思うのですが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 建設部長。

○建設部長（羽根渕闘志君） 自転車ネットワーク計画は、自転車の通行空間整備を行うための根幹になっていることから、県では2022年までに半数以上の市町村に計画策定してもらうことを目標としています。

県において、計画策定マニュアルの提供や説明会の開催など、できる限りの技術支援が予定されています。

幸田町では、令和2年7月都市交通マスタープランの一部を見直し計画の改定を行っています。歩道、自転車ネットワークの整備を行うことにより、誰もが移動しやすい交通環境の構築、交通事故の減少、町の活性化に寄与する交通環境の構築等を目指しているところです。

現在、自転車ネットワーク計画は県内でも作成している市町村が限られております。近隣の状況を勘案し、県の計画策定マニュアルを見ながら研究・検討していきます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君。

○3番（都築幸夫君） 自転車ネットワーク計画にぜひ参画していただきまして、幸田町の自転車道路環境整備を推進していただくようによりしくお願いいたします。

以上、安全・安心な自転車利用を推進するために課題の改善をいろいろとお願いしてまいりました。来年度には、愛知県から安全で適正な利用の自転車条例が制定されるようであります。その条例の主な内容は、自転車利用の点検・整備などを含めた自転車利用者の責務、それから自転車交通安全教育の促進、ヘルメットの着用促進、自転車保険の加入義務、これらの努力義務じゃなくて加入義務のようでございます。この条例に従ったソフト面からの安全・安心の自転車利用の促進をしっかりと進めていただきたいと思います。

また、ハードの面では自転車の安全・安心の利用促進は安全に走れる歩道整備が私は不可欠だと思います。なぜならば、主な道路で自転車で車道を走るのが危なくて、歩道を走るのが安全だからであります。道路は車、自転車、歩行者が利用するものであります。これらが仲よく共存できて、安全・安心で快適に利用できるように道路整備を進めていただくようお願いいたしますして、私の質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） ただいま議員から御紹介をいただきました愛知県の安全な自転

車条例と申しますのは、その正式名称、まだ仮称ではございますけども愛知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例と申しまして、令和3年4月1日施行を目標に今検討が進められておるところでございます。

その目的といたしましては、自転車に関わる交通事故の防止、人的被害の重大化の防止、交通事故の被害者の救済の3つであります。そして、今議員からも御紹介ありましたがその目標を達成するための4本の柱、各主体の基本的な責務、自転車交通安全教育の促進、人的被害の重大化防止のための乗車用ヘルメットの着用促進、交通事故の被害者救済のための自転車損害賠償責任保険等への加入促進が掲げられており、具体的な施策の一つとしてヘルメット購入者に対する補助金の交付ということが考えられているようでございます。本町におきましても、この県の補助制度に一枚かむような形でヘルメットの着用促進による安全・安心の推進に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 3番、都築君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午後 2時05分

---

再開 午後 2時15分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、12番、水野千代子君の質問を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

G I G Aスクール構想の実現などについてお聞きをしてまいります。

国の進めるG I G Aスクール構想がよいよ来年度から始まります。他国に比べて、日本の学校教育におけるデジタル機器活用は大きく遅れていると言われてはいますが、今回、G I G Aスクール構想で子どもたち一人一人の個性に合わせた教育が実現することになります。さらに、教職員の業務を支援する総合型校務支援システムの導入で教員の働き方改革につなげる狙いもあるようであります。W i - F i通信が途切れたり遅くなったりして、授業が滞ることのないように校内L A N整備はされたと思いますがいかがでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 校内L A Nの整備につきましては、高速容量対応の 카테고리 6 Aというような規格のL A Nケーブル配線の配線が完了しておりますので、これでは問題ないという認識でございます。

外部への通信速度については、令和2年10月に300メガから1ギガの契約に変更いたしましたので、来年度以降は多くのタブレットを接続することとなるため、通信状況についてはしばらく様子を見ながらの対応となるかと思いますが、まずは問題ないと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。高速配信が完了したということで、タブレット通

信をたくさん使用しても滞ることない整備がされたというふうに認識をいたしました。

教育現場にデジタル機器を導入した後、教員の使い方が十分に分からないこともあると思います。授業などをサポートし、現場教員の負担軽減するICT情報通信技術も持っている支援者が必要となります。必要人数のICT支援員の雇用を進めるべきですが、その考え方についてお聞きをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） ICT支援員の問題につきまして、授業におけるタブレット端末の有効的な活用提案、操作支援等を行うため、このICT支援員について現状の学校情報システム補修員に加えて、来年度配置するために予算要望を行っておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 来年度、予算要望しているということですが、どのぐらいの人数を予算要望されているのかを再度お聞きをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 現状では1名を予定しております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 現状では1名を余分に要求しているということですが、それを行った上でまた再度、次年度ということも考えがあるのかなというふうに思いますので、やはり私はICTの支援員は各学校、何校に1人というふうには決まってるかと思いますが、その充足に合わせてやはり支援員を配置をしていただきたいというふうに思いますので、今後、来年度プラス1名をやっていただいてその結果を見てまた要望していただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

それから、教員は大変忙しい中ではありますがGIGAスクール構想を進めるためには、教員向けの研修は必要であるかというふうに思いますがいかがでしょうか、お考えをお聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） ICT支援員につきましては、来年度GIGAスクール始まって運用初年度でございますので様子を見ながらの対応となろうかと思えます。

また、お尋ねの教員向けの研修についても同じことですが、これで初めて1人1台のタブレットでやるということですが、タブレット購入業者が企画、開催するアプリに関する研修を各教員に受講していただく予定でございます。また、タブレット導入後に先生方の要望をお聞きしながら、随時研修を組んでいきたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 本当に来年度は初年度でございますので、アプリを使っていたら研修をしていただいて、その後、教員の人たちの要望をお聞きしてまた次年度へ続けていって進めていっていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、デジタル機器の運用には個人情報の流出防止策が欠かせませんが、現在は

どのようなルール化をしているのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 今回導入いたしますタブレット端末には、起動時にパスコードの入力を求めるように設定し、規定回数を入力を誤ると端末がロックされるというような設定にする予定でございます。ただし、小学校低学年につきましてはこのパスコードを覚えることが困難であろうと考えておまして、入力誤りが多いことが想定されます。その低学年の児童用の端末につきましては、運用方法につきましては今後購入先の業者、教員の意見を聞きながら調整してまいりたいと考えております。また、データのやり取りをするクラウド上にアクセスする際にもID、パスワードを要求するような形となっておりますので、第三者が閲覧できないように設定し、個人情報の流出防止を図ってまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 個人情報の流出は防ぐということでございます。確かにパスワードといいますと大文字小文字、数字それぞれがありますので、その都度、押すわけありますのでなかなか小学生には難しいかというふうに思いますので、またしっかりこれもクラウドの方たち等々でしっかりと考えていっていただいで、小学生低学年は特に嫌いにならぬようにしていただきたいと思っておりますし、また個人情報を絶対に漏らさないということでよろしくお願いをしたいというふうに思います。

次に、特別支援学級へのGIGAスクール構想への現況をお聞かせを願います。

各学校の特別支援学級と通級指導教室、普通通級と言っておりますがこの人数をそれぞれお聞きをいたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 特別支援学級につきましては、現状31教室に105人の児童生徒が在籍してございます。普通教室と同様にタブレット端末を配備する予定でございますので、児童生徒の操作方法についてはICT支援員の補助の下、行っていく予定で考えております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 通級教室の人数は105人って言われましたか、110人って言われましたか。

（発言する者あり）

○12番（水野千代子君） 105人ですね、ありがとうございます。それぞれ1人1台の端末があるわけでございますので、しっかりとこれもGIGAスクール構想を続けていっていただきたいというふうに思います。ぜひとも、漏れのないようにしっかりとGIGAスクール構想への進め方を同じようにしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、不登校などの児童に対するGIGAスクール構想はどのように考えているのかということをお聞かせを願いたいというふうに思います。人数と併せてお聞かせを願います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 不登校の児童生徒でございますが、令和元年度小学校で30名、中学校で35名の計65名が不登校児童生徒として報告をいただいております。

タブレット端末につきましては、児童生徒が自宅へ持ち帰って使用するというようなことを現状では想定しておりませんが、教育相談室にもタブレット端末を配備をし、他の児童生徒と同様の学習支援が受けられるようなLAN配線の整備もし、タブレットも備えていく予定でございますので、ピッコロに来ていただく限りには対応できるように完備しております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 不登校児童でございますが、これは30日以上欠席者というふうに理解しておりますが、小学校では30人、中学校では35人で計65人が一応人数であるということをお聞きをいたしました。その中には、教育相談室ピッコロに通っている方もいるのかなというふうに思うところでございます。

ピッコロにも配備をするということでございますが、文科省は2019年10月に不登校児童生徒がインターネットを活用して自宅で学習したり、学校外で指導を受けた場合に一定要件を満たせば、出席扱いと認めているというような通知を出しているようでございますが、この通知の認識についてお聞きをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 文部科学省通知については承知をしていますが、2019年10月に不登校に対する取組をまとめた不登校児童生徒への支援の在り方についてが通知されたという認識でございます。これは、学校復帰を前提としていた支援から、社会的に自立に向けた支援をすることが基本方針として新たに定められたことによります。出席扱いの一定の要件7つのうち、オンライン学習につきましてはICT等を活用した学習活動を出席扱いとするのは、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること、対面指導が適切に行われていることを前提としていることとなっております。また、留意事項といたしましてICT等を活用した学習活動を出席扱いにすることにより、不登校が必要な程度を超えて長期にわたることを助長しないようにすることとあります。有効性を含めて、慎重にしていかなければならないと教育委員会としては認識しております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。様々なことがありますので、やはり条件に合った形のスクール構想をしていただきたいというふうに思うところでございます。

それから、誰一人取り残さないGIGAスクール構想を期待する声が多くございます。全国の不登校児童生徒は、2019年度18万1,272人、7年連続で増えており過去最多となっております。2020年度ではさらに増えていると思います。本町も同じ傾向ではあるというふうに思っております。一方で、ネットを活用した自宅学習で出席扱いとなっている児童生徒は、2019年度608人に増えていると言われております。

長野県松本市教育委員会は、今月からオンラインで教員やスクールカウンセラーの授業や面談を行った場合に出席扱いにするということにはなっております。また、岐阜県



内の大学生を中心とした団体、アマビエ学生連合は9月から岐阜市の不登校児童生徒を対象にビデオ通話アプリを使ったオンラインでの学習支援を行っております。これは、市の教育委員会が支援先となる小中学生を団体に紹介をし、4つの大学、26人の学生が児童生徒11人を支援しているというふうにお聞きをしております。また、岡崎市では校内フリースクールを中学校3校にモデル校として開設をしております。これは専任の担任、支援員の配置、個別支援計画の策定、タブレット端末によるライブ授業などを行っております。既存の学校教育になじめない不登校生徒の新たな居場所となっているということもお聞きをしております。本町としても今後何かしらの対応は必要となつてまいります、そのお考えについてお聞きをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 現状で今タブレット端末を持ち帰って使用することについては、まだまだ想定ができていない状況でございます。不登校児童生徒等を対象としたオンライン授業等こういったものについては、やはりまだタブレットにおける現状導入後の授業がしっかりできていない現状下においては、なかなかそこまで踏み込んだ対応というのできておりません。今後、導入後の状況や近隣市町の状況を鑑みてしっかりと検討してまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今言われたように、タブレット端末は校外に持ち運びができないようになっております。仮に、自宅に持ち帰ることができた場合、不登校の児童生徒の自宅におけるオンライン授業に活用できる可能性があるということは、やはり認識をしておっていただきたいと思います。また、適応指導教室ピッコロに通う不登校児童生徒の場合も端末を積極的に利用することが可能になるというふうに思いますが、その点については先ほどピッコロにも数台置くということもお聞きをいたしました。この件について再度お聞きをいたします。もしそれらが実現できれば、不登校児童生徒が自宅にいながら、また適応指導教室にいながら正当な評価を得られることが可能となるというふうに思いますが、この辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 先ほども申しましたが、現時点でタブレットを持ち帰って使用するという事は想定しておりませんが、ピッコロにつきましては不登校支援といいたましようか、そういった適応指導の学習の過程でやはり教育の遅れを生じないように、しっかりとピッコロの教室のほうにもタブレットを通常学級と同じような形での配置をさせていただく予定で考えておりますので、今後必要に応じ、使用方法について検討してまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今後の進め方だというふうに思いますが、ぜひともピッコロに通う児童生徒の皆さんにも授業ができるような、そういう形で配置をしていただきたいというふうに思います。本当に、ピッコロに通うと出席扱いされるが勉強ではないため、授業ではないため正当な評価が得られないというふうに思いますので、端末を積極的に利用することをぜひとも推進していただきたいというふうに思います。

それから、文部科学省は令和元年10月25日付で不登校児童生徒への支援の在り方についてということで通知を出しております。ICTを活用した不登校児童生徒への支援の重要性をここでも指摘をされております。

GIGAスクール構想を進めていくためには、本町独自のGIGAスクール構想基本計画を策定していくべきであるというふうに思います。そして、その基本計画の中にGIGAスクール構想の意義、基本的な考え方、ICT教育の授業や家庭での導入と段階的な活用など、やはり目標、推進体制を明確にしていくべきではないでしょうか、そのお考えについてお聞きをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） お尋ねのGIGAスクール構想の件につきましては、児童生徒の授業理解を促進し、誰一人取り残すことのないGIGAスクール構想の実現を進めていくために、目標、推進体制を明確にしていきながら令和3年度中に幸田町独自のGIGAスクール構想を策定していく予定で考えております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ぜひとも令和3年度にはきちんとした計画を策定をし、その上で推進をしていただきたいということをお願いをいたします。

それから、小中学校は新型コロナウイルス感染拡大の影響で3月から5月末まで休校となりました。それを契機に、postコロナ時代の新たな教育を考える議論が起きました。その中に、小中学校の1クラス30人学級以下の少人数学級の推進や特別支援教育の改善であります。このことについて公明党は、10月9日、政府に対して要請をし、また11月30日は来年度予算確保を申入れたところでございます。萩生田文科大臣は、11月13日、30人学級を目指すべきだと考えているという明言をされておりますが、その認識についてお聞きをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 私自身、萩生田文科大臣がそういった発言をしたことについては承知をしております。現状、文部科学省からはそういった趣旨の通知は来ておりません。本町といたしましては、よりきめ細やかな教育を行うために可能な限りの対応はしていく予定でございますが、現状では文科省からの通知はないというところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 文科省では正式な通知はないということですが、確かに大臣が言われたのは間違いのないというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

それからGIGAスクール構想を進め、子どもたちの多様性に応じたきめ細やかな教育実現のため、心のケアや感染症対策の実現に向けて30人学級の実現をするときに私は来ているのではないかなというふうに思う1人ではございます。例えば、30人学級となった場合の不足教室を各小中学校でお聞きをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 30人学級を幸田町で行った場合ということで、現状の児童生徒数で検証いたしました。まず、坂崎小学校においては1教室不足、幸田小学校は7教

室不足、中央小学校2教室不足、荻谷小学校は不足しておりません。深溝小学校は3教室不足、豊坂小学校は2教室不足、幸田中学校は5教室不足、南部中学校は2教室不足、北部中学校は5教室不足の計27教室が現状不足しているという認識でございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 例えば、すぐ30人以下学級になるとこのようになるということでございます。荻谷小学校は現在でも30人以下学級が可能だし実施しているということでございますが、幸田町は今後も人口増が予測されておりますのでこれも長期計画が必要だというふうに思います。ぜひとも計画的に推進のために検討をお願いをしたいというふうに思います。その考えについて再度お聞きをいたします。

それから、11月は児童虐待防止推進月間、11月20日は世界子どもの日、また12月4日から10日は人権習慣、10日は人権デーとなっております。一人一人が人権を尊重する、他人の人権をも十分に配慮する、基本的人権を確保するものでございます。しかし、児童虐待、いじめは依然として深刻な状況が続いております。誰も置き去りにしない社会へ、相談窓口を強化すべきというふうに思いますが、相談窓口の現況をお聞きをいたします。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まず、30人学級に向けての長期的な計画という部分でございます。議員御指摘のとおり、やはりこういった長期的な視野に立ち、計画をつくることは必要だと認識をしております。今後の児童生徒数の推移をしっかりと推計を行う中で、各学校の整備について検討をしてみたいという認識でございます。

また、誰も置き去りにしない社会への相談窓口の強化という部分でございます。相談窓口の現況ということで、令和2年度の相談窓口の11月末の状況といたしましては小学生が447人、中学生が311人、児童生徒の合計といたしまして758人でございます。昨年度同月末の比較で申しますと小学生が495人、中学生が470人、児童生徒計が965人でありまして、昨年度よりは207人現状では減少しておるということでございますが、これがどういった原因かということの詳細については現状では把握ができておりません。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 人数的な相談は昨年度よりも、現状の11月の現在では今年のほうが若干少なくなっているよということでございますが、その要因は分からないということでございますが、相談件数として見れば数多くがあるということは認識していただきたいというふうに思います。

それから、いじめ問題で悲しい事件は後を絶ちません。子どもたちは悩みがあっても誰に相談しようか、学校、友人に環境のことを話すと笑われる、嫌われる、無視される、また家庭の問題、虐待等の家の中のことは知られたくないなどという傾向が見られるのではないかとこのように思います。

2020年度の情報通信白書によると、10代の携帯電話の通話時間が1日で3.3分、SNSの利用時間は64.1分に上り、中高生のコミュニケーション手段はSNSが主流となっております。2018年度からの国の補助の下、全国の30自治体で実施

されております SNS を活用した児童生徒向けの相談事業を、文部科学省は来年度から全国展開を目指す方向を固めたと言われております。

いじめや友人関係、家庭内暴力で虐待、自殺したいとの心情を顔を見なくても相談できる SNS 相談窓口は今後必要となってまいります。ぜひ周知をしていただきたいというふうに思います。しかし、当然 SNS は正しい使い方、プライバシー侵害、ハラスメント、デマで拡散注意を守ることが前提であります、このことについてお考えをお聞かせください。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） まずこの SNS でございますが、議員お尋ねのように正しい使い方をしなければプライバシーの侵害になったりハラスメントやデマの拡散につながってしまうと、一度ネット上に流出したものは二度と取り返せないというふうに言われております。そうしたことから、学校教育の中ではやはりこの SNS の重要性について中学生とか小学校でも段階に応じて教育をしているところでございます。本町におきましては、いじめ不登校の対策協議会の取組といたしまして年に 3 回いじめの調査を行っております。結果に基づき、担任が児童生徒と面談を実施し、これにより早期に発見できるケースもございますが、年度初めには教育相談室や県の相談窓口においても周知を行っておるところでございます。

文科省が施行している SNS を活用した児童生徒向けの相談事業において、まだ現状では正式な通知はございませんが、やはりこういったことは重要かという認識でありますので、正式通知が参りましたら学校にしっかりと周知してまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 12 番、水野君。

○12 番（水野千代子君） 正式通知が来たら、しっかりとした通知をしていっていただきたいというふうに思います。

それから相談のことでございますが、やはりいじめは少なくなってるのかなというふうに私も声を聞く限りは認識をしております。しかし、家庭内の児童虐待とかそういう本当に人に話せないそういうことも増えているということは認識をしておる 1 人でございます。

最近、ヤングケアラーの言葉を聞く機会が多くなりました。病気や障害、精神的な問題を抱える家族を介護している 18 歳未満の子どもをヤングケアラーといいます。普通ならば、大人が担うと考えられている家族の世話をしたり兄弟の面倒を見たり家事を担ったりしているため、学業や進学、就職にも影響が出ていると言われております。ヤングケアラーは、周囲の無理解への諦めや思春期の羞恥心などから家族介護の窮状を外部に伝えられず孤立し、教諭などの周囲の大人が気づかないことも多くあると言われております。

厚労省は、全国規模で学校を通じて児童生徒に直接アンケート調査を実施するとしておりますが、この通知についてはいかがでしょうか。また、通知があったらどのように調査していくかをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） この厚労省が全国規模で学校を通じてというアンケートでござ

いますが、今文科省からの正式通知につきましては、本日現在、届いておらない状況でございます。11月17日に萩生田文部科学大臣が参議院文教科学委員会において、厚生労働省から学校を通じて児童生徒に直接アンケートをする方向で検討すると聞いていますと説明し、文部科学省としても学校側から子どもに調査の趣旨や活用方法を丁寧に伝えるなどして問題の全容把握に協力する考えを示しております。

政府は学校現場に初めて実施する全国調査の方式について、有識者会議を経て最終的に決定し、12月にも調査票を配布し、今年度末までに結果をまとめる見通しを示しているということ、そういったことは情報として聞いております。しかし、まだ現状が通知は来ていないということで、これは通知が来ましたら、早速、取組をしてみたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 分かりました。今のところ正式通知はないということでございますが、12月末、また今年度中にはということも言われておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

これに先立ちまして、埼玉県はヤングケアラーを含めたケアラーを支援する全国初の条例が今年3月に制定をされております。そして、県内の高校2年生全員を対象とした全国初の実態調査を行った結果を公表しております。回答した4万8,261人のうち、約25人に1人の1,969人が家族を介護するヤングケアラーに該当すると分かりました。この中で孤独を感じる、勉強時間が十分に取れない、学校を休みがちなど深刻さをうかがわせる回答がございました。

ヤングケアラーの該当者のケアラーを始めた時期は中学生からが34.9%、小学4年生から6年生が20.1%の順で多いということが分かりました。今後、本町においても調査が進めば実態が明らかになってくるかというふうに思いますが、手伝いと過度なケアの線引きが難しく、介護が日常的となって支援が必要な状況を子どもが認識していないこともあるかというふうに思います。学校や地域が連携して、早急に子どものSOSに気づく仕組みづくりが必要でございます。

学業や進学、就職にも影響を受けるというヤングケアラーが認識されることが大切でございます。個人個人で介護の内容は違うかと思いますが、悩みを相談する人がいないということがないように、児童生徒の心の声を聞く体制を整えていってほしいというふうに思います。これは福祉関係との連携も必要となりますが、そのお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員おっしゃるとおり、小さい頃から家庭内においてお手伝いをしておると、そのお手伝いの延長上で過度な負担をかけているというようなことは想定できます。学校や地域が連携して、なるべく児童生徒が気軽に相談できるようなそういった環境づくり、仕組みが必要ではないかと考えております。福祉部門と連携して、今後の対応につきまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 先ほど言いましたが、これは過度なケアの線引きというのが本当

に誠に難しく、家庭内で起こっておることですので、本人が話さなければどこからも外へ漏れない、このことが本当に重要なかなというふうに思っております。その中から虐待等も出てくるのかなというふうにも思う一つでございますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

厚労省は、これまで児童虐待などで保護が必要な子どもを支援する要保護者児童対策地域協議会を対象とした調査・研究は進められております。今回の教育現場を対象とした初の実態調査で子どもたちの声なき声をキャッチして、子どもたちが自身の可能性を最大限に発揮できるよう、環境づくりに努めていってほしいというふうに思います。再度、この件についてお答えをお聞かせ願います。

○議長（稲吉照夫君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員お尋ねの件、しっかりと対応してまいりたいと考えておりますので、まずは通知を待っての対応かと思いますが、そういった面で学校に周知徹底をする中でこういった取組をしてまいりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 埼玉県の場合を言いますと、中学校のときからヤングケアラーだったのが34.9%もあった、また小学生も20.1%あったということは、やはりこれは幸田町にも少しは当てはまるのではないかなというふうに思いますので、ぜひともよろしく願いをいたします。

次に、高齢者の特殊詐欺被害防止策などについてお聞きをいたします。

愛知県内で今年1月から3月に起きた特殊詐欺事件の被害総額が、前年度比で2.5倍に増えていると言われております。県の特殊詐欺の認知件数、被害総額、手口などをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今年の1月から3月までの愛知県内の特殊詐欺による被害件数は177件、前年比27件の増、被害額は5億70万円で、前年比3億598万円の増であります。手口といたしましては被害額が大きい順に架空料金請求、預貯金詐欺、オレオレ詐欺であり、合計は4億577万円となり、手口全体の8割を占めております。

御参考までに全国の状況といたしましては、1月から3月までの被害件数は3,442件、前年比495件の減、被害額は65億9,300万円で、前年比7億2,200万円の減であり、全国的には件数、被害額とも減少していますが、議員御指摘のとおり愛知県内の特に1月から3月までの被害が多く、9月末合計が10億4,986万円の約半分を占めているという状況でありました。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。全国は、平均的に件数も被害額も少なくなっているということですが、愛知県はそれに反して増加しているということですが、特に1月から3月は増加しているというふうで聞いております。また、手口は架空料金、また預貯金、オレオレ詐欺ということですが、この時期に増えたということは、新型コロナウイルス感染拡大の影響で自宅にとどまる高齢者が増えたことが背景にあるかなというふうに思うわけですが、その辺についてはいかが

でしょうか。また、本町の特殊詐欺の認知件数、被害総額、あと手口はどのようなのかお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 本町におきましては、令和元年1年間で4件、被害額合計が609万円でありました。今年1月から現在までの被害状況は、警察官をかたり偽造紙幣の調査として、6月に70代の女性が現金500万円をだまし取られた事件が1件発生をしております。この事件につきましては、岡崎警察署から防犯カメラの電子データ提供依頼があり、9月に受け子を検挙したとの報告を受けております。

また、新型コロナウイルスによる影響につきましては、今年に入り幸田町の被害は1件ではありますが、議員御指摘のとおり愛知県内の被害状況を見ますと、自宅にとどまる高齢者が標的となるといった可能性もあるかと思われまます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。令和元年度は4件で609万円、また本年度は1件、6月にあったということでございますが、これは70代の方が500万円の現金の被害があったということでございます。本当にコロナの影響で、自宅にいるから電話がかかってくると出なければいけないという、緊急の連絡かなと思ってつつい出してしまう、そこでだまされてしまうそういう傾向にあったのかなというふうに思います。しかし、防犯カメラのデータを警察へ提供して9月に検挙した、これは受け子と今言われましたが受け子を検挙したということで、本元はどうなっとなのかなというように心配でございます。

特殊詐欺はどんどん手口が巧妙になってきております。住民からの相談もあるかというふうに思いますが、相談対応というのはどのようにされているのかをお聞かせを願いたいと思います。それから、年末には特に被害が増加する傾向にあるというふうに言われております。被害防止の啓発をさらに強化するべきであると思っておりますが、現況をお聞かせを願いたいと思います。県等ではDVDだとかチラシだとか漫画などを活用して、さらに被害防止の啓発を強化する考えであるというふうに思いますが、本町の考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 先ほど、本年、幸田町で発生した事件について受け子を逮捕したという御報告をさせていただきまして、その元はどうなんだというお尋ねをいただきましたけども、私たちもそういう話を警察とすることがあるわけなんですけども、やっぱり全国的なことなんですけど警察のほうでも受け子と末端の犯罪者を捕まえることは結構できるんですけども、やっぱりその元における一番司令塔の部分にはなかなかたどり着かない、検挙できないというのが現状のようでございます。

それから、防災安全課への特殊詐欺に関する相談・お問合せは今のところございませんが、年末に向けての防犯事業といたしまして12月1日から20日までの20日間に実施される年末の安全なまちづくり県民運動に合わせまして、本町では岡崎警察署や防犯ボランティアの御協力の下、青色回転灯パトロールカーによる巡回、商業施設での啓発キャンペーンとして犯罪被害に遭わないためのチラシ配布、年金支給日に合わせた郵

便局での啓発活動、こうたタウンメールによる特殊詐欺被害防止などの啓発メールの配信、老人福祉センターでの高齢者講話では交通安全を始め、特殊詐欺に遭わないための講話も実施しておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 年末に合わせて1日から20日まで安全なまちづくりの県民運動に合わせて活動し、また青色パトロールの巡回とかスーパーでの啓発チラシの配布、また年金支給日に郵便局で啓発等もお聞きをいたしました。こうたタウンメールも確かにしっかりと入っております。様々な啓発運動が行われているということで、少し安心をいたしました。

今年は特に、コロナ禍で高齢者の在宅時間が長くなっていることから被害増加に影響しているというふうに思います。振り込め詐欺を撃退するための撃退シールの配布や通話録音装置を無償配布、購入補助、無償貸出しする自治体が増えておりますが、県内の現況をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 撃退シールの配布については行っておりませんが、商業施設での啓発キャンペーンでは防災安全課が用意したチラシを配布しております。また、高齢者講話では岡崎警察署生活安全課の講話や寸劇、また特殊詐欺に対する啓発チラシを配布しております。

通話録音装置関係といたしましては、県内では岡崎市が今年の6月から、犬山市が5月から通話録音装置や着信拒否装置、またはそのいずれかを内蔵する電話機の購入に対する補助制度を行っております。両市の補助制度の対象としましては、共に高齢者がいる世帯を条件としております。補助率につきましては岡崎市、犬山市ともに購入費の2分の1で、上限は岡崎市が7,000円、犬山市が5,000円であります。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 様々な啓発活動はしっかりしていただけているということでございます。それから通話録音装置でございますが、近隣の岡崎市では補助額の2分の1ということで、今年の6月から高齢者を対象に行っている。また、犬山市は5月から補助額2分の1でやはり高齢者が対象に行っているということでございます。

これは受話器を取ると振り込め詐欺防止のため、通話を録音しますという警戒アナウンスが流れた段階で、そのまま通話を切るケースが多くあるというふうに聞いております。また、犯罪の抑止につながっているというふうに思います。音声データを録音することで被害の未然防止に役立つし、通話録音装置の普及が特殊詐欺被害増加の歯止めとなるというふうにも考えます。ぜひ録音装置の購入補助を本町もしていかないか、そのお考えについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 本町におきましても、特殊詐欺による被害を重く受け止めておる状況でございます。議員御提言のとおり、通話記録装置や着信拒否装置は犯罪の未然防止にとっても有効であると認識をしております。可能な範囲で積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。



○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） しっかりと、やはり積極的に導入をしていていただきたいというふうに思います。

1つの装置というのはあまり高いものじゃございませんので、やはり岡崎市や犬山市のように補助額の2分の1、これでも確かにたくさんの方たちが求めてくるのではないかなというふうに思うところがございますので、ぜひとも新年度予算には録音装置の購入の補助を、やっぱりこれはやっていていただきたいということを強く要望をさせていただきたいというふうに思います。

次に、総務省の令和元年度通信利用動向調査によりますと、インターネット利用者の割合は60代で90%、70代で74%と高齢者層で大幅に伸びていることが判明しております。一方で、特殊詐欺被害とともに高齢者のネット通販のトラブルが多くもなっております。

国民生活センターによると、全国の消費者センターなどに寄せられた相談件数は今年の4月から6月だけで約7万件を超し、相談者は50代以上のシニア世代が4割を占めているというふうに言われております。町内の相談件数、相談内容をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） 消費者被害に関しますことにつきましては、幸田町消費生活相談ということで毎週火曜日に町のほうでは実施をしております、無料で消費生活相談員という専門の方が相談のほうを承らせていただくということでございます。

幸田町における通販トラブルの状況といたしましては、平成30年度におきましては3件でございました。これは町受付分39件中3件ということで、10代、30代、40代の方がそれぞれ1名ずつということでございました。そして、令和元年度におきましては6件ということで、これが全受付数が40件中6件ということでございまして、年代別にはやはり20代2名、40代1名、50代2名、60代が1名という状況でございます。また、令和2年度におきましては10月末現在ということでございますが7件ということで、これは町の受付が18件ある中での7件ということでございます。年代別には30代の方が3名、40代の方が1名、50代の方が1名、60代の方が1名で、不明の方が1名見えたということでございます。

具体的な相談内容まではこちらのほうで把握はしていないということではございますが、通販による消費生活上のトラブルの相談であったというそういったようなことだというふうに考えておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 通販のトラブルの相談件数が増えているということでございます。

年代では本町としましては20代もある30代もあるということでございますが、全国的から見ると先ほど言いましたようにやはり高齢者がだんだんと増えてきている、そういう傾向にあるというふうに思いますので、また本町の相談件数も伸びているということでございますので、しっかりと周知をして危険防止策の周知をしていていただきたいというふうに思います。

最近では、インターネット通信販売の相談も多くあるということでございます。その中には注文した商品が届かない、掲載されている写真と違う、偽物が届いたとか無料期間なのに請求書が届いたなど、通信販売にはクーリングオフ制度がなく販売業者が定める特約に従うこととなります。これも意外と知らない方があるかというふうに思っております。注文、購入する前には返品可否や返品できる期間などを必ず確認することが大切だというふうに思います。これも分かりやすく住民に周知をしていただきたいと思いますというふうに思いますが、その辺について現況をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（藪田芳秀君） こういった消費生活に関します周知に関しましては、広報こうしたのほうにおきましても特集記事を定期的に掲載をいたしまして、周知のほうを図っておるところでございます。

本年におきましては、6月では新型コロナウイルスに便乗した悪質商法についての周知を行いました。9月は若者に広がるモノなしマルチ取引ということで、これに対する注意喚起です。そして来年の1月号になりますが、こちらにおきまして若者から高齢者までインターネット通販のトラブルに御注意をということで、記事のほうを掲載させていただきます。その中には、今議員もおっしゃられましたように通販にはクーリングオフ制度がないということで、事前に返品、解約の条件は販売業者の連絡先の確認をとというようなことを注意喚起として、周知のほうを図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 広報で今までも通販トラブルに関しては、注意をしているよということでございます。本当に、やはり消費者の被害を未然に防止するための講座だとか、こういうふうに広報で何度も何度も周知するというのも本当に大切だというふうに思っています。高齢者が狙われる特殊詐欺、ネット販売などが横行しております。被害が多発しないように、また通話録音装置の補助、先ほど言いました補助を必ず行っていただきたいというふうに私は思っております。消費者ホットラインの188など啓発、これなどの運動もぜひともお願いをしたいというふうに思っております。

最後に、先ほども要望いたしました通話録音装置の補助については、最後に町長から御答弁をいただけるとありがたいかなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 来年の予算編成もあるんですけども、なるべくその考え方については積極的に取り組むような形で今執り進んでおりますので、また金額的なものはちょっと進めておりますのでよろしく申し上げます。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野千代子君の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は12月9日、水曜日、午前9時から再開します。

本日、一般質問された方は、議会だよりの原稿を12月14日、月曜日までに事務局

へ提出をお願いします。

長時間、大変お疲れさまでございました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3 時 1 1 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する  
令和2年12月8日

議 長

議 員

議 員